

### 船舶ノ減失又ハ沈没ノ場 合ニ於ケル失業ノ補償ニ 關スル條約案

(大正九年第二回國際  
勞働總會採擇未批准)

第一條 本條約ニ於テ「海員」ト稱スルハ海洋航行ニ從事  
スル船舶ニ使用セラルル一切ノ者ヲ包含ス

本條約ニ於テ「船舶」ト稱スルハ其ノ公有タルト私有タ  
ルトヲ問ハス海洋航行ニ從事スル各種ノ船舶舟艇ヲ總テ  
包含ス但シ軍艦ハ之ヲ除ク

第二條 船舶ノ減失又ハ沈没ノ場合ニ於テハ船舶所有者其  
ノ他ノ者ニシテ海員カ之ト船舶内ノ服役ヲ契約シタルモ  
ノハ當該船舶ノ減失又ハ沈没ヨリ生スル失業ニ對シ右船  
船ニ使用セラレタル各海員ニ補償金ヲ支拂フヘシ  
右ノ補償金ハ契約ニ依リ支拂ハルヘキ賃銀ト同率ヲ以テ  
海員實際ノ失業中ノ日數ニ付之ヲ支拂フヘシ尤モ一人ノ  
海員ニ對シ本條約ニ基キ支拂ハルヘキ全補償金額ハ二月

分ノ賃銀ニ之ヲ制限スルコトヲ得

第三條 海員ハ右補償金ノ請求ニ付テハ其ノ服役期間ニ對  
スル賃銀ノ延滞額ノ請求ニ付有スルト同一ノ救済ヲ有ス  
ヘシ

第四條 本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ其ノ  
殖民地、保護國及屬地ニシテ完全ナル自治ヲ有セサルモ  
ノニ左ノ條件ノ下ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

(イ) 其ノ規定カ土地ノ狀況ニ照シ適用不可能ニ非サル  
コト

(ロ) 其ノ規定ヲ土地ノ狀況ニ適應セシムル爲必要ナル  
變更ヲ加フルコト

各締盟國ハ其ノ殖民地、保護國及屬地ニシテ完全ナル自  
治ヲ有セサルモノニ付其ノ執リタル措置ヲ國際勞働事務  
局ニ通告スヘシ

第五條 千九百十九年六月二十八日ノ「ヴェルサイユ」條  
約、千九百十九年九月十日ノ「サン、ジェルマン」條約、  
千九百十九年十一月二十七日ノ「ヌイイ」條約及千九  
百二十年六月四日「グラン、トリアノン」條約ノ第十三  
編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登錄ノ爲國際  
聯盟事務總長ニ之ヲ通告スヘシ (以下略)

### 海員ノ雇入契約ニ關スル 條約案

(大正十五年第九回國際  
勞働總會採擇未批准)

第一條 本條約ハ本條約ヲ批准スル締盟國ニ於テ登錄セラ  
レタル一切ノ航海船舶並ニ右船舶ノ所有者、船長及海員ニ  
之ヲ適用ス

本條約ハ左ニ之ヲ適用セス  
軍艦

商業ニ從事セサル政府ノ船舶  
沿岸貿易ニ從事スル船舶  
娛樂用「ヨット」

「インディアン、カントリ、クラフト」  
漁船

總噸數百噸未滿若ハ三百立方メートル未滿ノ船舶又ハ「  
ホーム、トレイド」ニ從事スル船舶ニシテ本條約採擇ノ  
日ニ於テ右船舶ノ特別規律ノ爲國內法ニ依リ定メラルル  
制限噸數未滿ノモノ

船舶ノ減失又ハ沈没ノ場合ニ於ケル失業ノ補償ニ  
關スル條約案・海員ノ雇入契約ニ關スル條約案

第二條 本條約ニ於テ左ノ用語ハ左ノ意義ヲ有ス

(イ) 「船舶」ト稱スルハ其ノ公有タルト私有タルトヲ  
問ハス通常海洋航行ニ從事スル一切ノ船舶舟艇ヲ包含  
ス

(ロ) 「海員」ト稱スルハ其ノ資格ノ如何ヲ問ハス船中  
ニ於テ使用セラレ又ハ從業シ且海員名簿ニ記載セラル  
ル一切ノ者ヲ包含ス但シ船長、水先人、練習船ニ於ケ  
ル候補生及生徒、正式ニ見習契約ヲ爲シタル見習並ニ  
軍艦乗組員其ノ他政府ノ繼續的勤務ニ服スル者ヲ除ク

(ハ) 「船長」ト稱スルハ船舶ノ指揮及監督ニ任スル一  
切ノ者ヲ包含ス但シ水先人ヲ除ク

(ニ) 「ホーム、トレイド」ノ船舶ト稱スルハ一國ト  
國內法ニ依リ定メラルル地理上ノ制限内ニ於ケル隣接  
國ノ諸港トノ間ノ商業ニ從事スル船舶ヲ謂フ

第三條 雇入契約ハ船舶所有者又ハ其ノ代理人及海員ノ雙  
方ニ依リ署名セラルルモノトス雇入契約ノ署名セラルル  
ニ先チ右契約ヲ檢スル爲相當ノ便宜ヲ海員及必要アルト  
キハ其ノ補佐者ニ與フヘシ  
海員ハ權限アル公ノ機關ノ適當ナル監督ヲ確保スル爲國  
內法ノ定ムル條件ニ從ヒ契約ニ署名スヘシ



契約ノ條項カ書面ヲ以テ權限アル機關ニ提出セラレ且船舶所有者又ハ其ノ代理人及海員ノ雙方ニ依リ確認セラレタルコトヲ右機關ニ於テ證明スルトキハ前各項ノ規定ハ履行セラレタルモノト看做ス

海員カ契約ヲ諒解スルコトヲ確保スル爲メ國內法ニ適當ナル規定ヲ設クヘシ

契約ハ國內法又ハ本條約ノ規定ニ反スル事項ヲ包含スルコトヲ得ス

船舶所有者及海員ノ利益保護ノ爲メ必要ト認めラルル契約ノ締結ニ關スル其ノ他ノ形式及保障ヲ國內法ニ定ムヘシ

第四條 當事者雙方カ契約ニ關スル裁判管轄ニ付通常ノ規定ニ依ラサル旨ヲ豫メ約スル條項ヲ契約ニ包含セシメサルヘキコトヲ確保スル爲メ國內法ニ從ヒ適當ナル措置ヲ執ルヘシ

本條ハ仲裁ニ付スルコトヲ排除スルモノト之ヲ解釋スルコトヲ得ス

第五條 總テノ海員ニハ船中ニ於ケル其ノ勤務ノ事項ヲ掲載スル文書ヲ交付スヘシ右文書ノ様式、記録スヘキ事項及之カ記載ノ方法ハ國內法ニ依リ定メラルヘシ

右ノ文書ハ海員ノ勤務ノ成績又ハ其ノ給料ニ關スル何等

ノ記述ヲモ包含スルコトヲ得ス

第六條 契約ハ一定期間若ハ一航海ニ付又ハ國內法ニ依リ許容セララルトキハ期間ヲ定メシテ締結スルコトヲ得

契約書ニハ當事者各自ノ權利及義務ヲ明瞭ニ記載スヘシ

右ハ一切ノ場合ニ於テ左ノ事項ヲ包含スヘシ

(一) 海員ノ氏名、其ノ出生ノ日又ハ年齢及其ノ出生地

(二) 契約締結ノ地及日

(三) 海員カ船中勤務ヲ約シタル船舶ノ名稱

(四) 國內法ニ規定アルトキハ船舶乗組員ノ數

(五) 契約締結ニ際シ豫メ定メ得ヘキトキハ其ノ爲メトスル航海

(六) 海員ノ從事スヘキ勤務ノ種類

(七) 可能ナルトキハ海員カ勤務ノ爲メ上船スルコトヲ要スル場所及日

(八) 海員ニ給與セラルヘキ食糧ノ標準但シ國內法ニ依リ別種ノ制度ヲ定ムル場合ヲ除ク

(九) 給料ノ額

(十) 契約ノ終了及其ノ條件即チ

(イ) 契約カ一定期間ニ付締結セラレタルトキハ契約終了ノ日

(ロ) 契約カ一航海ニ付締結セラレタルトキハ目的港及之ニ到着シタル後海員ノ雇止メラルル迄ニ經過スベキ期間

(ハ) 契約カ期間ヲ定メシテ締結セラレタルトキハ當事者ノ一方カ之ヲ解除シ得ヘキ條件及解除ノ爲メ必要ナル豫告期間但シ船舶所有者ニ付定ムル右期間ハ

海員ニ付定ムルモノヨリ短期ナルコトヲ得ス

(ニ) 同一ノ船舶業者ニ付一年ノ勤務ヲ終ヘタル海員ニ有給ノ年休ヲ與フルコトカ國內法ニ規定セラルルトキハ右年休

(イ) 國內法ノ要求スル其ノ他ノ事項

第七條 國內法カ海員名簿ヲ船中ニ備置クヘキコトヲ定ムル場合ニ於テハ右國內法ハ契約ヲ海員名簿ニ記載シ又ハ

添附スヘキコトヲ定ムヘシ

第八條 海員ヲシテ其ノ權利及義務ノ性質及範圍ヲ會得スルヲ得シムル爲メ國內法ハ船員室ヨリ容易ニ近ツキ得ル場所ニ契約ノ條項ヲ揭示シ又ハ其ノ他適當ナル方法ニ依リ

船中ニ於テ雇傭條件ニ關スル明瞭ナル智識ヲ得シムル爲メ執ルヘキ措置ヲ定ムヘシ

第九條 期間ノ定ナキ契約ハ船舶カ船積又ハ陸揚ヲ爲ス港

海員ノ雇入契約ニ關スル條約案

ノ記述ヲモ包含スルコトヲ得ス

第六條 契約ハ一定期間若ハ一航海ニ付又ハ國內法ニ依リ許容セララルトキハ期間ヲ定メシテ締結スルコトヲ得

契約書ニハ當事者各自ノ權利及義務ヲ明瞭ニ記載スヘシ

右ハ一切ノ場合ニ於テ左ノ事項ヲ包含スヘシ

(一) 海員ノ氏名、其ノ出生ノ日又ハ年齢及其ノ出生地

(二) 契約締結ノ地及日

(三) 海員カ船中勤務ヲ約シタル船舶ノ名稱

(四) 國內法ニ規定アルトキハ船舶乗組員ノ數

(五) 契約締結ニ際シ豫メ定メ得ヘキトキハ其ノ爲メトスル航海

(六) 海員ノ從事スヘキ勤務ノ種類

(七) 可能ナルトキハ海員カ勤務ノ爲メ上船スルコトヲ要スル場所及日

(八) 海員ニ給與セラルヘキ食糧ノ標準但シ國內法ニ依リ別種ノ制度ヲ定ムル場合ヲ除ク

(九) 給料ノ額

(十) 契約ノ終了及其ノ條件即チ

(イ) 契約カ一定期間ニ付締結セラレタルトキハ契約終了ノ日

(ロ) 契約カ一航海ニ付締結セラレタルトキハ目的港及之ニ到着シタル後海員ノ雇止メラルル迄ニ經過スルコトヲ得ス

(ハ) 契約カ期間ヲ定メシテ締結セラレタルトキハ當事者ノ一方カ之ヲ與フヘシ國內法ハ此ノ點ニ關スル

豫告ハ書面ヲ以テ之ヲ與フヘシ國內法ハ此ノ點ニ關スル當事者間ノ將來ノ爭議ヲ防止スル爲メ最適當ナル豫告ノ方法ヲ定ムヘシ

國內法ハ豫告カ適法ニ與ヘラレタル場合ニ於テモ契約ノ終了セサルヘキ特別ノ場合ヲ定ムヘシ

第十條 一航海ニ付、一定期間ニ付又ハ期間ヲ定メシテ締結セラレタル契約ハ左ノ事由ニ因リ適法ニ終了セシメラルヘシ

(イ) 當事者ノ合意

(ロ) 海員ノ死亡

(ハ) 船舶ノ滅失シ又ハ全ク航海ニ堪ヘサルニ至リタルコト

(ニ) 國內法又ハ本條約ニ定メラルル其ノ他ノ事由

第十一條 國內法ハ船舶所有者又ハ船長カ海員ノ即時雇止ヲ爲シ得ル場合ヲ定ムヘシ

第十二條 國內法ハ又海員カ其ノ即時雇止ヲ請求シ得ル場合ヲ定ムヘシ

第十三條 海員カ船舶ヲ指揮スル者、運轉士、機關士其ノ



他現在以上ノ地位ニ就キ得ルコト又ハ其ノ他自己ノ利益ノ爲雇止メラルルコトヲ必要トスル事情其ノ雇入レラレタル後生シタルコトヲ船舶所有者又ハ其ノ代理人ニ證明シタル下キハ右海員ハ其ノ雇止ヲ請求スルコトヲ得但シ右海員カ船舶所有者ノ費用ヲ増加スルコトナクシテ船舶所有者又ハ其ノ代理人ノ満足スル適當ナル後任者ヲ提供シタル場合ニ限ル

前項ノ場合ニ於テハ海員ハ其ノ雇止ノ時ニ至ル迄ノ給料ヲ受クル權利ヲ有スヘシ

第十四條 契約ノ終了又ハ解除ノ事由ノ如何ヲ問ハス第五條ニ從ヒ海員ニ交付セラルル文書及海員名簿ニ當該海員ノ雇止メラレタルコトヲ示ス記入ヲ爲スヘク且右ノ記入ハ當事者一方ノ要求アルトキハ權限アル公ノ機關ニ依リ證明セラルヘシ

海員ハ一切ノ場合ニ於テ第五條ニ掲ケラルル記録ノ外其ノ勤務ノ成績ニ關スル別箇ノ證明書又ハ少クトモ其ノ契約ニ基ク義務ヲ充分果シタルカ否カヲ指示スル證明書ヲ船長ヨリ受クル權利ヲ有ス

第十五條 國內法ハ本條約ノ條項ノ遵守ヲ確保スルノ措置ヲ定ムヘシ

日ニ於テ右船舶ノ特別規律ノ爲國內法ニ依リ定メラルル制限噸數未滿ノモノ

第二條 本條約ニ於テ左ノ用語ハ左ノ意義ヲ有ス

(イ) 「船舶」ト稱スルハ其ノ公有タルト私有タルトヲ問ハス通常海洋航行ニ從事スル一切ノ船舶舟艇ヲ包含ス

(ロ) 「海員」ト稱スルハ其ノ資格ノ如何ヲ問ハス船中ニ於テ使用セラレ又ハ從業シ且海員名簿ニ記載セララル一切ノ者ヲ包含ス但シ船長、水先人、練習船ニ於ケル候補生及生徒、正式ニ見習契約ヲ爲シタル見習並ニ軍艦乗組員其ノ他政府ノ繼續的勤務ニ服スル者ヲ除ク

(ハ) 「船長」ト稱スルハ船舶ノ指揮及監督ニ任スル一切ノ者ヲ包含ス但シ水先人ヲ除ク

(ニ) 「ホーム、トレイド」船舶ト稱スルハ一國ト國内法ニ依リ定メラルル地理上ノ制限内ニ於ケル隣接國ノ諸港トノ間ノ商業ニ從事スル船舶ヲ謂フ

第三條 契約ノ存續中又ハ其ノ終了ノ際下船シタル海員ハ國內法ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ本國、其ノ雇入港又ハ發航港迄送還セラルル權利ヲ有ス右國內法ハ之ニ關シ必要ナル規定中何人カ送還ノ費用ヲ負擔スヘキカヲ定ムル規

海員ノ送還ニ關スル條約案

第十六條 「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登錄ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スヘシ (以下略)

### 海員ノ送還ニ關スル條約案

(大正十五年第九回國際勞働總會採擇未批准)

第一條 本條約ハ本條約ヲ批准スル締盟國ニ於テ登錄セラレタル一切ノ航海船並ニ右船舶ノ所有者、船長及海員ニ之ヲ適用ス

本條約ハ左ニ之ヲ適用セス

- 軍艦
- 商業ニ從事セサル政府ノ船舶
- 沿岸貿易ニ從事スル船舶
- 娛樂用「ヨット」
- 「インディアン、カントリ、クラフト」
- 漁船

總噸數百噸未滿若ハ三百立方メートル未滿ノ船舶又ハ「ホーム、トレイド」ニ從事スル船舶ニシテ本條約採擇ノ

定ヲ包含スヘシ

海員カ前項ニ從ヒ定メラルル目的地ノ一ニ向フ船中ニ於テ適當ナル職務ヲ與ヘラレタルトキハ右海員ハ適法ニ送還セラレタルモノト看做ス

海員カ其ノ本國、雇入港若ハ其ノ隣接港又ハ發航港ニ於テ下船シタルトキハ右海員ハ送還セラレタルモノト看做ス

本國以外ノ國ニ於テ雇入レラレタル外國人海員カ送還セラルル權利ヲ有スル條件ハ國內法又ハ國內法ノ規定ナキトキハ雇入契約ノ定ムル所ニ依ルヘシ但シ本國ノ港ニ於テ雇入レラレタル海員ニハ前各項ノ規定ノ適用アルモノトス

第四條 送還ノ費用ハ海員カ左ノ事由ニ因リ取殘サレタルトキハ其ノ負擔ト爲スコトヲ得ス

(イ) 船舶勤務中ニ受ケタル傷痕  
(ロ) 難破  
(ハ) 自己ノ故意又ハ過失ニ因ラサル疾病  
(ニ) 自己ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因ル雇止

第七五七



發ノ時ニ至ル迄ノ生活費ヲモ包含ス

海員ハ乗組員ノ一員トシテ送還セララルトキハ航海中ニ爲シタル勤務ニ對シ報酬ヲ請求スル權利ヲ有ス

第六條 船籍國ノ公ノ機關ハ本條約ノ適用アル場合ニ於テハ乗組員ノ國籍ノ如何ヲ問ハス其ノ送還ニ付監督ノ責任スヘク且必要アルトキハ其ノ費用ノ前貸ノ責ニ任スヘシ

第七條 「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登錄ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スヘシ (以下略)

### 商船ニ於ケル船長及當直士官ニ必要ナル職業上ノ最低資格ニ關スル條約案

(昭和十一年第二十一回國際勞働總會採擇未批准)

第一條 本條約ハ本條約カ實施セララル領域ニ船籍ヲ有シ且海上航行ニ從事スル一切ノ船舶ニ之ヲ適用ス但シ左ノ

當直運轉士、機關長又ハ當直機關士ノ業務ヲ行フ者ハ船籍カ船籍ヲ有スル領域ノ官廳カ下付又ハ承認シ其ノ業務ヲ行フニ付テノ資格ヲ證明セル海技免狀ヲ受有スルコトヲ要ス

二、本條ノ規定ニ對スル例外ハ不可抗力ノ場合ニ限り之ヲ認ム

#### 第四條

一、何人モ左ノ主要條件ヲ充足スルニ非レハ海技免狀ヲ下付セララルコトヲ得ス

(イ) 當該海技免狀下付ニ付テノ所定最低年齢ニ達シタルコト

(ロ) 當該海技免狀下付ニ付テノ所定期間ノ職業上ノ經驗ヲ有スルコト

(ハ) 受ケントスル海技免狀ニ相當スル業務ノ遂行ニ必要ナル資格要件ノ有無ヲ考査スル爲權限アル機關カ組織シ監督スル試験ニ合格シタルコト

二、國內法ハ

(イ) 海技免狀ヲ受ケントスル者カ必要ナル最低年齢及職業上ノ經驗ニ付テノ最短期間ヲ規定スヘシ

(ロ) 受ケントスル海技免狀ニ相當スル業務ノ遂行ニ

商船ニ於ケル船長及當直士官ニ必要ナル職業上ノ最低資格ニ關スル條約案

船舶ハ之ヲ除ク

(イ) 軍艦

(ロ) 商業ニ從事セサル場合ニ於ケル政府所有船舶又ハ公用船舶

(ハ) 「ドウ」及「ジャンク」ノ如キ原始的建造ノ木製船舶

登錄總噸數二百噸以下ノ船舶ニ關シテハ前項ノ規定ニ拘ラス國內法令ニ依リ除外又ハ例外ヲ認ムルコトヲ得

第二條 本條約ニ於テ左ニ掲クル用語ノ意義ニ關シテハ次ノ如ク定ム

(イ) 「船長又ハ漁船船長」船舶ヲ指揮又ハ監督スル一切ノ者

(ロ) 「當直運轉士」水先案内人ヲ除キ現ニ船舶ノ運航ヲ管理スル一切ノ者

(ハ) 「機關長」船舶ノ機關ノ推進ニ付常ニ責任ヲ有スル一切ノ者

(ニ) 「當直機關士」現ニ船舶ノ機關ノ運轉ニ當ル一切ノ者

#### 第三條

一、條約ノ適用ヲ受クル船内ニ於テ船長若ハ漁船船長、

必要ナル資格要件ノ有無ヲ考査スル爲ノ一又ハ二以上ノ試験ノ權限アル機關ニ依ル組織及監督ヲ規定スヘシ

三、國際勞働機關ノ締盟國ハ其ノ批准ノ時ヨリ三年以内ハ本條(ロ)ニ依リ組織セララル試験ニ合格セサルモ左記ニ該當スル者ニ海技免狀ヲ下付スルコトヲ得

(イ) 當該海技免狀ニ相當スル業務ニ付十分ナル實際上ノ經驗ヲ事實上有スル者

(ロ) 重大ナル技術的過失ヲ爲シタルコトナキ者

#### 第五條

一、本條約ヲ批准スル各締盟國ハ有效ナル監督組織ニ依リ其ノ有效ナル實施ヲ確實ナラシムヘシ

二、國內法ハ締盟國ノ官憲カ其ノ領域内ニ船籍ヲ有スル船舶ヲ本條約ノ規定ニ違背スルノ故ヲ以テ抑留シ得ル場合ヲ規定スヘシ

三、本條約ヲ批准セル締盟國ノ當局カ本條約ヲ批准セル他ノ締盟國ノ領域ニ船籍ヲ有スル船舶ニ於テ本條約ノ規定ノ違反ヲ發見セルトキハ船舶カ船籍ヲ有スル領域ニ於ケル締盟國ノ領事ニ之ヲ通知スヘシ

第六條 國內法ハ本條約ノ規定ヲ遵守セラレサル場合ニ適



用スヘキ刑罰又ハ懲戒的措置ヲ規定スヘシ右ノ刑罰又ハ懲戒的措置ハ特ニ左ニ掲ケル場合ニ付之ヲ定ムヘシ

(イ) 本條約ノ必要トスル海技免狀ヲ有セサル者ヲ使用セル船主若ハ其ノ代理人、船長又ハ漁船船長

(ロ) 本條約第二條ニ定メラレタル業務ヲ夫々其ニ相當スル又ハ夫レ以上ノ海技免狀ヲ有セサル者ヲシテ行ハシメタル船長又ハ漁船船長

(ハ) 第二條ニ定メラレタル業務ニ關シ必要ナル海技免狀ヲ有セスシテ詐欺又ハ偽造文書ニ依リ其ノ業務ニ雇傭セラレタル者

### 有給休日ニ關スル條約案

(昭和十一年第二十一回 國際勞働總會採擇未批准)

#### 第一條

一、本條約ハ本條約カ實施セラレル領域ニ船籍ヲ有シ商業ノ目的ヲ以テ貨物若ハ船客ノ運送ニ從事スル公私ノ一切ノ海洋航行船舶ノ船長、士官及船員(無線電信會社ノ無線通信士ヲモ含ム)ニ適用ス

#### 第二條

一、本條約ノ適用ヲ受クル者ハ同一企業ニ於ケル一年間ノ繼續勤務ノ後左記ノ期間有給休暇ヲ受クル權利ヲ有ス

- (一) 巡廻荷役勞働者
- (二) 専ラ又ハ主トシテ自己ノ計算ニ於テ働ク者
- (ホ) 「ドウ」及「ジャンク」ノ如キ原始的建造ノ木製船ニ使用セラレル者
- (ハ) 勞務カ船内ノ貨物ニ専ラ關係シ且事實上船主又ハ船長ニ使用セラレサル者
- (ト) 巡廻荷役勞働者

(イ) 船長、士官及無線通信士ニ付テハ平日十二日以上

(ロ) 他ノ船員ニ付テハ平日九日以上

上

(イ) 雇傭條款外ノ勞務ハ繼續勤務ノ計算ニ加算ス

(ロ) 被傭員ノ行爲又ハ過失ニ基カス且全部ニテ六週間ヲ超エサル短期ノ勤務ノ中絶ハ右中絶ニ前後スル勤務期間ノ繼續性ヲ中斷スルモノト認ムルコトヲ得

ス

(ハ) 勤務ノ繼續性ハ關係者カ勤務ニ服セル船舶ノ管理者又ハ所有者ノ變更ニ依リ中斷セラレルモノト認ムルコトヲ得

三、次ノモノハ毎年ノ有給休日ニ加算セス

(イ) 公祭日及慣習上ノ祭日

(ロ) 疾病ニ基ク勤務ノ中斷

(ハ) 海上ニ於テ週休日及公祭日ニ於テ勤務セル補償トシテ許可セラレタル休ミ

四、國內法規又ハ團體協約ニ依リテ之等ノ法規又ハ協約ノ規定スル條件ノ下ニ左ノ特別ノ場合ヲ規定スルコトヲ得ヘシ

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

有給休日ニ關スル條約案

#### 第三條

(イ) 本條約ニ基ク毎年ノ有給休日ヲ分割シテ附與シ又ハ翌年ノ有給休日ト加算シテ附與シ得ヘキ場合

(ロ) 特別ノ事情ニ於テ勤務カ要求スルトキハ有給休日ニ代フルニ本條約第三條所定ノ報酬ヲ下ラサル現金拂ヲ以テスルコトヲ得ヘキ場合

一、年次休日ハ船舶カ船籍ヲ有スル領域ニ於ケル左ノ港ノ一ニ於テ之ヲ與フヘシ

(イ) 出航港

(ロ) 休日ヲ受クル權利アル者カ雇傭セラレタル港又ハ

(ハ) 船舶ノ最終目的港

二、尤モ休日ハ相互ノ同意ニ依リ他ノ港ニ於テ之ヲ與フルコトヲ得

三、年次休日カ與ヘラルヘキトキハ右ハ勤務上ノ要件カ許ス最初ノ機會ニ於テ相互協定ニ依リ與ヘラルヘシ

第四條

一、本條約第一條ノ規定ニ依リ休日ヲトル凡テノ者ニハ休日ノ全期間中平常ノ報酬ヲ支給スヘシ

二、前項ノ規定ニ依リ支拂ヲ受クル平常報酬ニハ適當ナ



ル食事手當ヲ包含シ其ノ計算方法ハ國內法規又ハ團體協約ノ定ムル所ニ從フヘシ

第五條 年次有給休日請求權ヲ放棄シ又ハ斯ル休日ヲ廢棄スルカ如キ協定ハ何レモ無効トス

第六條 有給休日中報酬ヲ受ケテ勞務ニ從事スル者ニ付テハ有給休日中間中ノ報酬支拂請求權ヲ剝奪スル規定ヲ國內法規ニ依リテ設クルコトヲ得

第七條 有給休日ヲ受クル前ニ其ノ雇傭主ニ對スル勤務ヲ離レ又ハ解雇セララルル者ハ本條約ノ規定ニ依リ權利ヲ有スル有給休日ノ各日ニ對シ第四條ニ規定セラレタル報酬ヲ受クヘシ

第八條 本條約ノ批准ヲ爲ス締盟國ハ何レモ傭主ニ對シ本條約ヲ有效ニ實施スルコトヲ授クル爲帳簿ノ備付ヲ要求スヘシ

第九條 本條約ノ批准ヲ爲ス締盟國ハ何レモ本條約ノ規定ノ適用ヲ確保スル爲制裁制度ヲ設クヘシ

第十條 本條約ハ法律、判決、慣習又ハ船主及海員間ノ協定ニシテ本條約ノ規定ヨリモ有利ナル勞働條件ヲ確保スルモノニ影響ヲ及ボササルモノトス

第十一條

### 港ニ於ケル海員ノ福利増進ニ關スル勸告案

(昭和十一年第二十一回) 國際勞働總會採擇

海員ハ其ノ職業ノ性質上屢長期間ニ亘リ家庭生活ノ利益ヲ奪ハレ、港特ニ外國ノ港ニ在ルトキ特殊ノ危險及困難ニ遭遇スルノ虞アルニ鑑ミ且一般勞働者ノ餘暇ヲ組織的ナラシメ、福利ヲ増進シ、健康ヲ保全スル爲ニ設ケラレタル施設ヲ利用スルコト必スシモ常ニ可能ナラサルニ鑑ミ或政府及各種私立團體ハ港ニ於ケル海員ノ特殊援助及保護ニ付諸種ノ手段ヲ講シ成功シタルニ鑑ミ且此ノ種ノ保護ハ能フル限リ多數ノ海員ニ擴張セララルヘキニ鑑ミ且國家的地方的ニ必要及慣習ニ相違アルニ拘ラス海員間ノ人種ノ區別ヲ設ケサル方法ヲ以テ國家的國際的ニ主要ナル措置ヲ發展セシメ整備スルノ重要ナルニ鑑ミ國際勞働總會ハ國際勞働機關ノ各締盟國ニ對シ港ニ於ケル國內人及外國人海員ノ福利増進ニ付左ニ掲クル原則及方法ヲ考慮スヘキコトヲ勸告ス

港ニ於ケル海員ノ福利増進ニ關スル勸告案

一、國際勞働機關憲章第三十五條ニ掲クル地域ニ關シテハ本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ其ノ批准ニ左記ヲ示ス宣言ヲ附加スヘシ

(イ) 右締盟國カ變更ヲ加ヘスシテ本條約ヲ適用セントスル地域

(ロ) 右締盟國カ變更ヲ加ヘテ本條約ノ規定ヲ適用セントスル地域

(ハ) 本條約ヲ適用シ得サル地域及斯ル場合ニ於テハ之ヲ適用シ得サル理由

(ニ) 右締盟國カ其ノ決定ヲ留保スル地域

二、本條約第一項(イ)及(ロ)ニ掲クル約定ハ批准ノ一部ト看做サルヘク且批准ノ效力ヲ有スヘシ

三、何レノ締盟國モ原宣言ニ於テ本條約第一項(ロ)、(ハ)又ハ(ニ)ニ依リ爲サレタル留保ノ全部又ハ一部ヲ爾後ノ宣言ニ依リ取消スコトヲ得

第十二條 本條約ハ總噸數百萬以上ノ海洋航行商船ヲ有スル國際勞働機關ノ五締盟國ノ批准カ國際聯盟事務總長ニ依リ登録セラレタル日ノ後六月ニシテ效力ヲ發生スヘシ

#### 第一 一般組織

一、左ニ掲クル目的ノ爲ニ船主、海員、國及地方官廳並ニ主要關係團體ノ代表者ヲ包含セル公立又ハ公認機關ヲ各主要港ニ設置スルコト望マシトス

(イ) 各種官廳又ハ關係團體及海運國領事館ト能フル限リ提携シ、港ニ於ケル海員ノ状態ニ關スル一切ノ有用ナル報告及提案ヲ蒐集スルコト

(ロ) 右ノ状態ノ改善手段ヲ採用、適用及整備ニ關シ制限アル部局、官廳及團體ヘ助言スルコト

(ハ) 右ノ手段ヲ行フニ付必要アル場合ニ於テ他ノ權限アル團體ト協力スルコト

二、國際勞働事務局ヲシテ海運國政府ニ報告ヲ爲シ其ノ活動ノ整備ヲ援助スルコトヲ得シムル爲、各政府ハ事務局ト提携ヲ保テ、港ニ於ケル海員ノ福利増進ニ付得タル經驗及此ノ領域ニ於テ爲サレタル進歩ニ付テノ一切ノ有用ナル報告ヲ三年毎ニ事務局ニ提出スルコト望マシトス

#### 第二 規 律

三、左ノ如キ手段ニ依リ或種ノ施設又ハ碇泊所自體ニ於テ生スヘキ危險ヨリ海員ヲ保護スル爲法令ヲ設クヘシ

(イ) 「アルコール」飲料ノ販賣ノ取締



- (ロ) 一定年齢ニ達セサル男女少年ノ居酒屋ニ於ケル使用ノ禁止
- (ハ) 國籍ノ如何ヲ問ハス一切ノ海員ニ對スル麻醉劑ノ販賣及使用制限ニ關スル國際協約ノ規定ノ適用
- (ニ) 望マシカラサル者ノ碇泊所及一般ニ港内區域ニ入ルコトノ禁止
- (ホ) 可能ナル一切ノ場合ニ於テ船渠區域ノ限界ヲ設ケ且固定又ハ可動柵圍ニ依リ埠頭及波止場ノ縁邊竝ニ碇泊所ノ其ノ他ノ危險ナル部分ヲ保護スルコト
- (ヘ) 十分ナル照明竝ニ必要ナル場合ニ船渠及入路ノ示標ヲ設クルコト
- 四、右ニ示シタル手段ノ嚴重ナル實施ヲ確實ナラシメ其ノ效果ヲ増大スル目的ヲ以テ左ノ事項ヲ包含セル監督方法ヲ講スヘシ
  - (イ) 「アルコール」飲料ノ販賣セラルル施設竝ニ必要ニシテ實行シ得ル場合ニ於テ港内區域ニ存スル宿屋、「カフェ」、下宿屋又ハ之ニ類スル施設ヲ監督スルコト
  - (ロ) 「アルコール」飲料又ハ麻醉劑ヲ不當ニ船内ニ入レ又ハ其ノ他ノ一切ノ不法ナル目的ヲ遂行スル爲ニ乘

- 船スルコトヲ防止スル目的ヲ以テ行ハルル船舶訪問者(船舶海岸間ヲ往復スル船頭ヲモ含ム)ヲ船長及官廳カ合同シテ監督スルコト
- (ハ) 特別ニ訓練裝備セラレ他ノ監督機關ト聯携セル適當ナル警察力ヲ港内區域ニ維持スルコト
- 五、外國海員ノ保護ヲ更ニ良好ナラシムル爲ニ左記ヲ容易ナラシムル措置ヲ講スヘシ
  - (イ) 當該海員ト其ノ領事トノ關係
  - (ロ) 領事及地方又ハ國ノ官廳トノ有效ナル協力
- 第三 保 健
- 六、港ノ近接地及海員ノ出入多キ地域ニ於ケル直接又ハ間接ノ勸誘及誘惑ハ斷然之ヲ抑壓スヘシ
- 七、國籍ノ如何ヲ問ハス港内ニ入ル海員ニ左ノ事項ヲ知ラシムル爲ニ一切ノ適當ナル手段ヲ講スヘシ
  - (イ) 罹病ノ虞アル疾病、特ニ結核、熱帶病及花柳病ノ危險及豫防方法
  - (ロ) 罹病者ニ對シ治療ヲ受クルノ必要及此ノ治療ニ付利用シ得ル便宜
- 八、罹病海員ハ左ノ事項ヲ包含セル適當ナル手段ニ依リ治

療ノ便宜ヲ受クヘキモノトス

- (イ) 例ヘハ一千九百二十四年十二月一日「ブラッセル」ニ於テ調印セラレタル花柳病治療ノ爲商船海員ニ與ヘラルヘキ便宜ニ關スル協定ニ規定セラレタル如ク特ニ港内區域ニ於テ花柳病ニ對スル無料ニシテ繼續的ナル治療ヲ能フ限リ擴大スルコト
  - (ロ) 容易ニ且國籍及信教ニ區別ナク、港ニ於ケル病院又ハ治療所ヘ海員ヲ收容スルコト
  - (ハ) 國民ノ結核豫防ニ付爲サレタル施設ヲ外國海員ニ對シ能フ限リ擴大スルコト
  - (ニ) 海員ノ利用シ得ヘキ醫療上ノ便宜ヲ補足スル目的ヲ以テ必要ナルトキハ治療ノ繼續ヲ確保スル爲ノ施設ヲ能フ限リ採用スルコト
- 第四 宿泊及娛樂
- 九、少クトモ大ナル港ニ於テ海員ノ海ニ在ル間其ノ物質的及一般的扶助ヲ與フル爲施設ヲ設クヘク且斯ル施設ハ特ニ左記ヲ包含スヘシ
    - (イ) 充分ニ完備シ且合理的ナル價格ニテ食糧及宿泊ヲ提供スル海員宿泊所ノ設置又ハ發展
    - (ロ) 集會及娛樂室(酒保、遊戯室、圖書室等)ヲ備ヘ
- 港ニ於ケル海員ノ福利増進ニ關スル勸告案

- タル會館ノ設置又ハ發展、此ノ會館ハ海員宿泊所ト別個ノモノトシテ差支ナキモ能フ限リ之下聯携スヘキモノトス
  - (ハ) 海員集會所ト協力可能ノ場合ニハ此ノ協力ノ下ニ運動、遠足等ノ如キ健康ノ爲ノ娛樂ノ組織
  - (ニ) 一切ノ可能ナル手段ヲ以テスル海員ノ家庭生活ノ向上
- 第五 賃銀ノ貯蓄及送付
- 十、海員ノ貯金及其貯金ノ家族ヘノ送付ヲ援助スル爲
    - (イ) 海員特ニ外國ニ在ル海員ニ對シ其ノ賃銀ノ全額又ハ一部ノ預金又ハ送金ヲ可能ナラシムル爲ニ領事、船長、船主ノ代理人又ハ信用スヘキ私立團體ノ援助ノ下ニ運用セラルル簡易、迅速且安全ナル組織ヲ採用スヘシ
    - (ロ) 海員ノ雇傭契約署名ノ時又ハ航海中ニ其ノ希望ニ依リ海員ヲシテ其ノ家族ヘノ定期的送金ニ賃銀ノ一部ヲ充ツルコトヲ得シムル組織ヲ設ケ又ハ之ヲ更ニ普及スヘシ
- 第六 海員ニ對スル報道
- 十一、以上ニ勸告セル各種手段ノ多數ニ付テハ其ノ成功如



何ハ多クハ海員間ニ適當ニ周知セラルルヤ否ヤニ依存スヘキモノナルニ鑑ミ

斯カル周知方法ハ官廳、本勸告第一ニ掲ケタル機關及權限アル團體ニ於テ能フ限リ船舶主官、船醫及海員集會所ノ援助ノ下ニ之ヲ組織シ實施スヘシ

十二、右ノ周知方法ハ左ノモノヲ包含スルヲ可トス

(イ) 最モ適當ナル言語ニテ刊行セラレ當該寄留港又ハ次ノ寄留港ニ於テ海員ノ利用シ得ヘキ便宜ニ關シ明確ナル報道ヲ與フル小冊子ヲ陸上及船上(船長ノ同意ヲ條件トシテ)ニテ配布スルコト

(ロ) 海員ノ利用容易ニシテ有用ナル説明又ハ案内ヲ直接與フルコトヲ得ル所員ヲ有セル案内所(船舶事務所其ノ他ノ場所ニ)ヲ大ナル港ニ於テ創設スルコト

(ハ) 海員ノ健康及一般保護ノ爲有用ナル揭示事項ヲ其ノ海員手帳、解雇手帳若ハ其ノ他海員ノ通常携帯スル書類又ハ乗組員本部ノ見易キ場所ニ掲クル揭示中ニ記載スルコト

(ニ) 専門的興味ト一般の興味トヲ兼ヌル海員ノ爲ノ定期刊行物ニ一般の興味及教育上ノ興味ヲ有スル記事ヲ頻繁ニ掲載シ又此ノ目的ニ映畫ヲモ使用スルコト

ニ關シ必要ト認ムル除外例ヲ設クルコトヲ得

(イ) 商業ニ従事セサル場合ニ於ケル公有船舶ニ使用セラルル者

(ロ) 賃銀又ハ所得カ所定額ヲ超ユル者

(ハ) 金錢賃銀ヲ受ケサル者

(ニ) 締盟國ノ領域内ニ居住セサル者

(ホ) 所定年齢制限ヲ超エ又ハ之ニ達セサル者

(ヘ) 使用者ノ家族

(ト) 水先案内人

第二條

一、疾病ニ因リ勞務不能ト爲リ賃銀ヲ得ルコト能ハサルニ至リタル被保險者ハ給付ヲ受クヘキ第一日ヲ算入シ勞務不能ノ最初ノ少クトモ二十六週間又ハ百八十日間金錢給付ヲ受クル權利ヲ有ス

二、給付ヲ受クル權利ハ被保險者ニ於テ資格期間及勞務不能ノ開始ヨリ計算セラルヘキ數日ノ待期ヲ完了シタルコトヲ條件トスルコトヲ得

三、被保險者ニ支給セラルル金錢給付ヲ定ムルニ當リテハ海員ニ適用ナキ一般強制疾病保險制度存スル場合ニ於テ之ニ規定セラルル率ヲ下ルコトヲ得

海員疾病保險ニ關スル條約案

(ホ) 各地ニ於ケル交通及娛樂場ノ料金ニ關スル情報ヲ配布スルコト

第七 均等待遇

十三、海員ノ福祉ノ爲ノ基金ヲ管理スヘキ各國政府、機關及團體ニ對シ單ニ專ヲ特定國籍ノ海員ニ付テノミ關與スルコトナク國際的連帶ノ精神ニ基キ能フ限リ寛大ニ行動スルコトヲ要簿ス

海員疾病保險ニ關スル條約案

(昭和十一年第二十一回) 國際勞働總會採擇未批准

第一條

一、本條約カ實施セラルル領域内ニ船籍ヲ有シ且海洋航行又ハ漁業ニ従事スル一切ノ船舶(軍艦ヲ除ク)内ニ於テ船長若ハ乗組員トシテ又ハ其ノ他船舶内勞務ニ使用セラルル一切ノ者ハ強制疾病保險制度ノ下ニ保險ニ付セラルヘキモノトス

二、尤モ國際勞働機關ノ締盟國ハ其ノ國內法ヲ以テ左記

四、金錢給付ハ左ノ場合之ヲ停止ス

(イ) 被保險者船上又ハ外國ニ在ル場合

(ロ) 被保險者カ保險機關又ハ公ノ基金ニ依リ扶助セラルル場合、但シ此ノ場合ニ於テ被保險者カ家族ニ對スル負擔ヲ有スルトキハ一部ノミ之ヲ停止ス

(ハ) 同一ノ疾病ニ關シ被保險者カ法律ニ依リ權利ヲ有スル他ノ財源ヨリ補償ヲ受クル場合但シ此ノ場合ニ於テ右ノ補償カ疾病保險制度ニ依リ支拂ハルヘキ給付ノ額ニ等シキカ又ハ之ヨリ少ナキカニ從ヒ給付ノ全部又ハ一部ヲ停止ス

五、金錢給付ハ被保險者ノ故意ノ非行ニ因ル疾病ノ場合ニハ之ヲ減額シ又ハ之ヲ支給セス

第三條

一、被保險者ハ其ノ罹病ノ時ヨリ少クトモ疾病保險給付ノ規定期間ノ經過スル迄無料ニテ完全ナル資格ヲ有スル醫師ノ醫療ヲ受ケ適當且十分ナル藥劑及治療器具ノ支給ヲ受クル權利ヲ有ス

二、尤モ被保險者ハ前項ノ規定ニ拘ラス國內法令ノ規定セル所ニ依リ醫療給付費ノ一部ノ納付ヲ命セラルルコトヲ得ルモノトス



三、醫療給付ハ被保險者船上又ハ外國ニ在ル場合之ヲ停止スルコトヲ得

四、事情ニ依リ必要アルトキハ保險機關ハ罹病者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得ヘク且之ノ場合ニ於テハ被保險者ニ必要ナル醫療看護及完全ナル扶養ヲ與フヘシ

第四條

一、被保險者外國ニ在リテ疾病ニ因リ其ノ賃銀(從前全部ヲ受ケタルト否トヲ問ハス)ヲ受クル權利ヲ喪失シタルトキハ右被保險者カ外國ニ在ラザリシナラハ受クヘカリシ現金給付ハ被保險者カ締盟國領土ニ歸着スル迄其ノ家族ニ全部又ハ一部支給セラルヘシ

二、國內法令ニ依リ左ニ掲クル給付ノ支給ヲ規定又ハ許容スルコトヲ得

(イ) 被保險者家族ニ對スル負擔ヲ有スル場合ニ於テ第二條ニ規定セラレタル給付ニ對スル附加的金錢給付

被保險者ノ家ニ居住シ其ノ扶養ヲ受クル被保險者ノ家族ノ疾病ノ場合ニ於ケル現物又ハ金錢救済

第五條

一、國內法ハ被保險者タル婦人カ締盟國領土内ニ在ル間

第九條

一、疾病保險ハ自治組織ニ依リ管理セラルヘシ該自治組織ハ公ノ機關ノ管理及財政上ノ監督ヲ受ケ營利ヲ目的トスルコトヲ得ス

二、被保險者及國內法ニ依リ特ニ海員ノ爲ニ設定セラレタル保險機關ニ付テハ使用者モ亦國內法令ノ規定スル條件ニ從ヒ經營ニ参加スヘシ

本國內法令ハ更ニ其ノ他ノ關係者ノ参加ニ關シ規定スルコトヲ得

三、尤モ自治機關ニ依ル經營カ國內的事情ノ爲困難ナルカ不可能ナル場合ニハ國家カ直接ニ疾病保險ノ經營ヲ爲スコトヲ得

第十條

一、被保險者ハ其ノ給付ニ對スル權利ニ關シ紛議アル場合ニハ出訴權ヲ有スヘシ

二、紛議ノ審理手續ニ付テハ特別裁判所又ハ國內法令ノ適當ナリト認ムル其ノ他ノ手段ニ依リ被保險者ニ對シ迅速且低廉ナルモノヲラシムヘシ

第十一條 本條約ノ如何ナル規定モ本條約ノ定ムル處ヨリモ一層有利ナル條件ヲ確保スル法律判決慣習又ハ船主及

船内労働時間及定員制ニ關スル條約案

母性給付ヲ受クル權利アル條件ヲ規定スヘシ

二、國內法令ハ被保險者ノ妻カ締盟國ノ領域内ニ在ル間母性給付ヲ受クル權利ヲ有スヘキ條件ヲ規定スルコトヲ得

第六條

一、被保險者ノ死亡ニ當リテハ國內法令ノ規定セル額ノ金錢給付ヲ死者ノ家族ニ支給シ又ハ埋葬費支辨ニ充當セシムヘシ

二、死亡セル海員ノ遺族ノ爲ノ年金制度カ實施セラルル場合ニ於テハ前項ニ規定セラレタル金錢給付ノ支給ハ其ノ任意トス

第七條

保險給付請求權ハ最後ノ雇傭ノ終了後一定期間内ニ發生セル疾病ニ付テモ繼續スヘシ、本期間ハ前後ノ雇傭ノ間ニ通常存スル間隔ヲ充填スル如ク國內法令ニ依リ定メラルヘキモノトス

第八條

一、被保險者及其ノ使用者ハ疾病保險組織ノ財源ノ構成ニ参加スヘシ

二、國內法ハ公ノ機關ニ依ル財政的據出ニ付規定ヲ設クルコトヲ得

海員間ノ團體協約ニ影響ヲ及ホササルヘキモノトス

### 船内労働時間及定員制ニ關スル條約案

(昭和十一年第二十一回)  
國際労働總會採擇未批准

#### 第一編 適用範圍及定義

第一條

一、本條約ハ公有タルト私有タルトヲ問ハス機械推進ヲ爲ス海洋航行ノ船舶ニシテ左ノ條件ヲ具備スルモノニ之ヲ適用ス

(イ) 本條約カ實施セラルル領域内ニ船籍ヲ有スルコト

(ロ) 商業ノ目的ノ爲貨物若ハ旅客ノ運送ニ從事スルコト及

(ハ) 國際航行ニ從事スルコト、茲ニ國際航行トハ一國ノ港灣ヨリ該國以外ノ港灣間ノ航行ヲ意味シ一切ノ植民地、海外領地、保護領若ハ自治權ヲ有スル領地又ハ委任統治地ハ別個ノ國ト看做ス



二、本條約ハ左ノ船舶ニハ適用セス

(イ) 補助機關附帆船

(ロ) 漁船、捕鯨船若ハ之ニ類似ノ作業ニ從事スル船舶又ハ之ト直接關係アル作業ニ從事スル船舶

三、締盟國ハ其ノ領域内ニ船籍ヲ有スル船舶ニシテ左記ノ地理的限界内ノ隣接國ノ近港ノミヲ專ラ航行スル間ハ之ヲ本條約ノ適用ヨリ除外スルコトヲ得

(イ) 國內法規ノ明確ナル規定アルコト

(ロ) 本條約ノ一切ノ規定ノ適用ニ關シテ一律タルコト及

(ハ) 締盟國カ批准登録ニ際シ右ノ聲明ヲ通告スルコト

第二條 本條約ノ左記術語ハ次ノ如キ意味ヲ有スルモノトス

(イ) 「噸數」トハ登錄總噸數ヲ意味ス

(ロ) 「士官」トハ國內法規、團體協約又ハ慣習ニ依リ士官タル地位ヲ有スル船長以外ノ者ヲ意味ス

(ハ) 「屬員」トハ士官ヲ除ク乗組員ヲ意味ス

(ニ) 「労働時間」トハ上官ノ命ニ依リ船舶若ハ船主ノ爲ニ作業ヲ爲スカ又ハ乗組員カ自己ノ居室外ニ於

ス

二、七百噸ヲ超ユル船舶ニ在リテハ日勤者トシテ使役セラルル甲板部屬員ノ航海中及入出港日ニ於ケル労働時間ハ一日八時間又ハ一週四十八時間ヲ超ユルコトヲ得

三、入出港日ニ於テハ労働時間ハ第一項及第二項ニ規定セル限度ヲ超エテ之ヲ延長スルコトヲ得右ノ延長ヲ許容シ及之カ條件ヲ定ムルコトハ國內法規又ハ團體協約ヲ以テス

第五條

一、七百噸ヲ超ユル船舶ニ在リテハ作業ヲ當直制ニ依リテ爲ス機關部及汽罐部屬員ノ航海中及入出港日ニ於ケル労働時間ハ一日八時間又ハ一週五十六時間ヲ超ユルコトヲ得ス但シ當直ノ通常ノ交代及石炭殻ノ除却ノ爲

超過時間ヲ實行スルコトヲ得

二、七百噸ヲ超ユル船舶ニ在リテハ日勤者トシテ使役セラルル機關部及汽罐部屬員ノ航海中及入出港日ニ於ケル労働時間ハ一日八時間又ハ一週四十八時間ヲ超ユルコトヲ得ス

三、入出港日ニ於テハ労働時間ハ第一項及第二項ニ規定

船内労働時間及定員制ニ關スル條約案

テ上官ノ指揮ニ服スルコトヲ要求セラレタル時間ヲ意味ス

第二編 労働時間

第三條 本條約ノ本編ハ左記ニ適用セス

(イ) 當直ヲ爲ササル各部責任士官

(ロ) 無線通信士及電話技手

(ハ) 水先案内人

(ニ) 船 醫

(ホ) 専ラ看護ノ任ニ當ル看護人

(ヘ) 専ラ自己ノ計算ニ於テ労働スル者

(ト) 専ラ利潤分配ニ依リ報酬ヲ受クル者

(チ) 勞務カ専ラ船内ヘノ積荷ニ關係アル者及事實上船主又ハ船長ニ雇傭セラレサル者

(リ) 巡廻荷役労働者

(ヌ) 國內法規ニ依リ規定セラレタル船主ノ家族ノミヨリ全ク成ル乗組員

第四條

一、二千噸ヲ超ユル船舶ニ在リテハ作業ヲ當直制ニ依リテ爲ス甲板部屬員ノ航海中及入出港日ニ於ケル労働時間ハ一日八時間又ハ一週五十六時間ヲ超ユルコトヲ得

第六條

セル限度ヲ超エテ之ヲ延長スルコトヲ得右ノ延長ヲ許容シ及之カ條件ヲ定ムルコトハ國內法規又ハ團體協約ヲ以テス

一、二千噸ヲ超ユル船舶ニ在リテハ甲板部士官ノ航海中及入出港日ニ於ケル労働時間ハ一日八時間又ハ一週五十六時間ヲ超ユルコトヲ得ス

二、尤モ航海又ハ事務ノ必要上航海中及入出港日ニ於テ一日一時間延長スルコトヲ得

三、尙船長カ二名ノ士官ニ同時ニ當直ヲ命スルコト必要ナリト認ムルトキハ隨時時間ヲ延長スルコトヲ得但シ如何ナル場合ニ於テモ士官ハ本條ニ依リ一日十二時間ヲ超エテ労働スルコトヲ要求セラレサルモノトス

四、七百噸ヲ超ユル船舶ニ在リテハ日勤者トシテ使役セラルル甲板部士官ノ航海中及入出港日ニ於ケル労働時間ハ一日八時間又ハ一週四十八時間ヲ超ユルコトヲ得

五、入出港日ニ於テハ労働時間ハ第一項及第四項ニ規定セル限度ヲ超エテ之ヲ延長スルコトヲ得右ノ延長ヲ許容シ及之カ條件ヲ定ムルコトハ國內法規又ハ團體協約



ヲ以テス

六、本條ノ規定ハ甲板部ノ見習ニ適用ス

第七條

一、第十六條ニ依リ三名以上ノ機關士ヲ乘組マシムルコトヲ要スル船舶ニ在リテハ右士官ノ航海中及入出港日ニ於ケル労働時間ハ一日八時間又ハ一週五十六時間ヲ超ユルコトヲ得ス

二、七百噸ヲ超ユル船舶ニ在リテハ日勤者トシテ使役セラルル機關士ノ航海中ノ労働時間ハ一日八時間又ハ一週四十八時間ヲ超ユルコトヲ得ス

三、本條ノ規定ハ機關室見習ニ適用ス

第八條

一、本條約ノ適用ヲ受クル船舶ニ在リテ海上當直カ或ル港内ニ於テ停止セラルルトキハ左ノ規定ハ甲板、機關室及汽罐室屬員竝ニ甲板士官及機關士(甲板部及機關部ノ見習ヲ含ム)ニ適用ス

(イ) 労働時間ハ一日八時間又ハ一週四十八時間ヲ超エサルヘキコト

(ロ) 週休日ヲ遵守スヘク且其ノ日ニ於テハ超過時間トシテ又ハ常務若ハ衛生的任務(斯ル任務ノ爲要求

約ノ規定ニ從ヒ發給セラルル安全證書

(ロ) 旅客輸送證書

カ實施セラルルモノニ在リテハ司厨部及事務部屬員ノ航海中ノ労働時間ハ少クトモ連續的ナル八時間ヲ包含スル一日十二時間以上ノ休息ヲ之ニ保障スル様定ムヘシ

二、前項ニ掲クル證書ノ一カ實施セラルル船舶ヲ除キ、本條約ノ適用ヲ受クル一切ノ船舶ニ在リテハ司厨部及事務部屬員ノ航海中及入出港日ニ於ケル労働時間ハ一日十時間ヲ超ユルコトヲ得ス

三、本條約ノ適用ヲ受クル一切ノ船舶ニ在リテハ司厨部及事務部屬員ノ碇泊中ノ労働時間ハ一日八時間ヲ超ユルコトヲ得ス但シ國內法規ヲ以テ例外ヲ許容スルコトヲ得ルモノトス

第十條

一、屬員竝ニ甲板部及機關部士官(見習ヲ含ム)ニ對シテハ左ノ條件ノ下ニ本條約本編前數條ニ依リ規定セララルル又ハ許容セラルル時間限度ヲ超エテ労働スルコトヲ要求スルコトヲ得

(イ) 一切ノ斯ル労働時間ニ付テハ右ノ者カ補償ヲ受

船内労働時間及定員制ニ關スル條約案

セララルル労働ハ四十八時間ノ通常ノ限度中ニ包含セララルモノトス)ノ場合ヲ除キ如何ナル労働モ要求セラレサルヘキコト

(ハ) 是等ノ規定ニ對スル例外ハ船舶若ハ船内ニ在ル者ノ安全又ハ船荷ノ保全ノ爲必要ナル屬員ニ付國內法規又ハ團體協約ニ從ヒ之ヲ設ケ得ルコト

二、船舶カ其ノ入港後二十四時間ヲ超エテ當該港ニ停泊スルトキハ海上當直ハ通常之ヲ停止スヘキモノトス但シ船長カ之ニ依リ船舶ノ安全カ害セラルト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

三、海上當直カ當該港内ニ於テ維持セラルルトキハ本條第一項ニ依リ規定セラルル又ハ許容セラルル時間限度ヲ超ユル一切ノ労働時間ハ左ノ場合ヲ除キ屬員又ハ士官カ補償ヲ受クル權利アル超過時間ト認メラルヘシ

(イ) 船舶ノ安全ノ爲維持セラルル當直

第九條

一、本條約ノ適用ヲ受クル一切ノ船舶ニシテ

(イ) 現行ノ海上ニ於ケル人命ノ安全ニ關スル國際條

クル權利アル超過時間ト認メラルヘキコト

(ロ) 常設的超過時間ヲ存置セサルコト

二、右ノ補償ノ方法又ハ率ハ之ヲ國內法規ヲ以テ規定シ又ハ團體協約ヲ以テ定ムヘシ

第十一條

一、十六歳未満ノ屬員ハ夜間労働スルコトヲ得ス

二、本條ニ謂フ「夜間」ナル語ハ國內法規ニ依リ規定セララルル午前零時前後ニ亘ル少クトモ九時間ノ連續時間ヲ意味スルモノトス

第十二條

本條約本編ノ規定ハ次ノ各項ニ付テハ適用セス

(イ) 船長カ船舶、船荷若ハ人命ノ完全ノ爲必要且緊急ヲ要スルモノト認ムル作業

(ロ) 他ノ船舶若ハ人命ニ救助ヲ與フル爲ニ船長ノ要求スル作業

(ハ) 現行ノ海上ニ於ケル人命ノ安全ニ關スル國際條約ノ規定スル呼召演習、火災訓練、ボート操練、其ノ他之ニ類似ノ訓練

(ニ) 士官若ハ屬員ノ疾病若ハ負傷又ハ航行中士官若ハ屬員ノ數ノ豫見シ得サル減少ニ基因スル超過作業

(ホ) 税關、檢疫又ハ其ノ他ノ衛生措置ノ爲ノ超過作業



(ヘ) 正午ニ於ケル船舶ノ位置ノ決定ノ爲ノ士官ニ依ル作業

第三編 定員制

第十三條 七百噸以上ノ船舶ハ左記ノ目的ノ爲十分ニシテ且有能ナル船員ヲ乗組マシムルコトヲ要ス

- (イ) 海上ニ於ケル生命ノ安全及
- (ロ) 本條約第二編ノ勞働時間ニ關スル規定ノ適用ヲ容易ナラシムルコト

特ニ右種類ノ船舶ハ本編ニ於テ規定セル定員制ニ關スル最少限度ノ要求ヲ充足スヘシ

第十四條

- 一、七百噸以上二千噸未満ノ船舶ニ付テハ船長ノ外ニ二名ノ免狀ヲ有スル甲板部士官ヲ乗組マシムヘシ
- 二、二千噸以上ノ船舶ニ付テハ船長ノ外ニ三名ノ免狀ヲ有スル甲板部士官ヲ乗組マシムヘシ

第十五條

- 一、七百噸以上ノ船舶ニ於テハ乗組甲板部屬員數ハ各當直ニ付三名ノ屬員ヲ有スルヲ以テ足ル
- 二、特ニ左ノ最少限度ノ屬員ヲ乗組マシムルコトヲ要ス
  - (イ) 七百噸以上二千噸未満ノ船舶 六名

甲板部屬員トシテ數フルコトヲ得ス

七、無線通信士又ハ電話技手カ前項ノ適用上甲板部ニ屬スル者ト看做サルヘキヤ否ヤハ國內法規又ハ團體協約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十六條

- 一、本條ノ適用ヲ受クル船舶ニ於テハ少クトモ三名ノ免狀ヲ有スル機關部士官ヲ乗組マシヘシ
  - 二、本條ハ左記ニ適用ス
    - (イ) 七百噸以上ノ船舶又ハ
    - (ロ) 八百圖示馬力ヲ超ユル機關ヲ有スル船舶
- 但シ噸數又ハ馬力數ノ標準ハ國內法規ノ定ムル處ニ依ル

三、尤モ締盟國ハ締盟國カ噸數又ハ馬力數ノ標準ヲ適用スル處ニ從ヒ千五百噸ヲ超エサル又ハ千圖示馬力ヲ超エサル機關ヲ有スル船舶ニ付テハ本條約ノ效力發生ヨリ五年ヲ超エサル期間本條ノ適用ヲ延期スルコトヲ得

第十七條 航海中死亡、災害若ハ其ノ他ノ事故ニ依リ前諸條規定ノ士官若ハ屬員數ニ缺員ヲ生スルニ至リタル場合船長ハ出來得ル限リ速カニ適當ナル機會ニ缺員ヲ補充スヘシ

第四編 一般規定

船内勞働時間及定員制ニ關スル條約案

(ロ) 二千噸以上ノ船舶 九名又ハ國內法規若ハ團體協約ニ依リ定メラルルカ如キ更ニ多數

三、第二項ニ規定セラレタル屬員中少クトモ次ノ者ハ第四項ニ規定セル肉體的資格及能率ニ關スル條件ヲ滿タスモノタルヘシ

(イ) 七百噸以上二千噸未満ノ船舶 四名

(ロ) 二千噸以上ノ船舶 五名又ハ國內法規若ハ團體協約ニ依リ定メラルルカ如キ更ニ多數

四、第三條ノ規定ニ依リ一定ノ屬員ノ滿タスヘキ肉體的資格及能率ニ關スル條件ハ左ノ如シ

(イ) 十八歳ナルコト及

(ロ) 少クトモ三ヶ年間ノ甲板勤務ヲ爲シタルカ若ハ其ノ能率ノ標準カ三ヶ年間ノ甲板勤務ヲ爲シタル屬員ト等シキ程度ノモノタルコトヲ證明スル權限アル公ノ機關ノ發行ニカカル免狀ヲ保持スル者タルコト

五、國內法規又ハ團體協約ハ一ヶ年未満ノ甲板勤務ヲ爲シタルモノニシテ本條ニ規定セラレタル甲板部屬員中ニ包含セラレ得ル者ノ數ヲ制限スヘシ

六、兼職ヲ要求スル雇傭契約ニ署名シ甲板部以外ノ部ニ於テモ勤務スル屬員ハ本條ノ要求スル定員ノ計算上甲

第十八條 本條約ノ規定ヲ實施スル爲法規ヲ制定スル場合

ニハ關係船主、士官及海員團體ニ諮問スヘシ

第十九條

一、本條約ヲ批准スル締盟國ハ其ノ領域内ニ船籍ヲ有スル船舶ニ付本條約ノ規定ヲ適用スル責任ヲ有ス又次ノ事項ヲ規定スル國內法規ヲ設クヘシ

(イ) 本條約ノ適用ニ關スル船主及船長ノ責任ヲ夫々定ムルコト

(ロ) 右法規ノ違反ニ對スル適當ナル罰則ヲ設クルコト

(ハ) 船舶カ母港ヨリ國際航行ニ出帆スル際本條約第三編ノ規定ヲ遵守スルヤ否ヤニ關シ適當ナル檢閲規定ヲ設クルコト

(ニ) 第十條ニ依ル一切ノ時間外勞働竝ニ右ニ對スル補償ヲ記載スル爲帳簿ノ備付ヲ要求スルコト

(ホ) 時間外勞働ニ基ク特別手當ノ取立ニ關シテハ他ノ滞リ賃銀ノ取立ト同様ノ便宜ヲ海員ニ保障スルコト

二、本條約ヲ實施スル他ノ締盟國ノ領域内ニ於テ登録セラレタル船舶カ本條約第三編所定ノ士官及屬員數ヲ乘組マセサルコトヲ知リタルトキハ右港ノ權限アル官廳



ハ之ヲ該締盟國ノ領事ニ通知スヘシ

第二十條 本條約ハ本條約ヨリ有利ナル條件ヲ保障スル法律、判決、慣習若ハ船主及海員間ノ協約ニ影響ヲ及ホスコトナシ

第二十一條

一、本條約ノ效力發生ノ日ニ於テ現存スル船舶ニシテ船籍ノ登録セラレタル領域ノ權限アル機關カ關係團體ニ諮問ノ後増加乗組員ニ必要ナル新シキ宿泊設備其ノ他ノ恒久的設備ヲ爲スコト合理的ニ可能ナラサル事情アリト認ムルモノニ付テハ本條約ノ適用ヨリ之ヲ除外スルコトヲ得

二、右ノ除外ハ除外證明書ノ發給ニ依リ之ヲ許與スヘシ

(右除外證明書ニハ右證明書ニ明示セル處ニ從ヒ本條約ノ要件ヨリ右船舶ヲ免除スル旨ヲ記載ス) 右證明書ハ船舶内ニ備付ケ置クヘシ

三、除外證明書ハ一時ニ四年ヲ超ユル期間ニ付之ヲ支給スルコトヲ得ス

四、本條ノ規定ヲ採用スル一切ノ締盟國ハ本條約ノ適用

ニ關スル其ノ年報ニ於テ左記ヲ國際勞働事務局ニ通告スヘシ

(イ) 本條ニ依ル除外ノ付與ニ關スル一切ノ法規

第十四章 雜

救助料分配案ニ關スル取扱手續

(明治四十四年九月公達第六百七十九號)

昭和十四年十月公達第一千二百三十七號

第一條 商法第八百七條第一項ノ規定ニ依リ救助料分配案

ニ對シ異議ノ申立アリタルトキハ管海官廳ハ申立人ヲ呼出シテ左ノ事項ヲ供述セシメ聽取書ヲ作ルベシ

一 申立人ノ職務、氏名、本籍地及住所

二 乗組船舶ノ種類、名稱及總噸數又ハ積石數

三 乗組船舶ノ所有者及船長ノ氏名

四 異議申立ノ本旨

五 救助ノ顛末、各救助者カ救助ノ爲ニ要シタル勞力其ノ他異議申立ノ理由ト爲ルヘキ事實

救助料分配案ニ關スル取扱手續

(ロ) 除外證明書カ實行セラルル船舶ノ數及噸數ニ關スル詳細  
(ハ) 除外ノ付與ニ關スル關係船主、士官及海員團體ノ意見  
第五編 最終規定

第二十二條

一、國際勞働機關憲章第三十五條ニ掲クル地域ニ關シテハ本條約ヲ批准スル國際勞働機關ノ各締盟國ハ左記ヲ示ス宣言ヲ該國ノ批准ニ附加スヘシ

(イ) 右締盟國カ變更ヲ加ヘスシテ本條約ノ規定ヲ適用セントスル地域

(ロ) 右締盟國カ變更ヲ加ヘテ本條約ノ規定ヲ適用セントスル地域及右變更ノ細目

(ハ) 條約ヲ適用シ得サル地域及此ノ場合ニ於テ之ヲ適用シ得サル理由

(ニ) 締盟國カ其ノ決定ヲ留保スル地域

二、本條約第一項(イ)及(ロ)ニ掲クル約定ハ批准ノ一部ト看做サルヘク且批准ノ效力ヲ有スヘシ

三、何レノ締盟國モ原宣言ニ於テ本條第一項(ロ)、(ハ)又ハ(ニ)ニ依リ爲サレタル留保ノ全部又ハ一部ヲ爾後ノ宣言ニ依リ取消スコトヲ得

六 事實ノ證據方法

七 分配案告示後乗組船舶カ管海官廳所在地ニ寄港シタル場合ニ於テ該管海官廳ニ異議ノ申立ヲ爲サザリシトキハ其ノ理由

前項ノ聽取書ヲ作りタルトキハ之ヲ申立人ニ讀聞カセ相違ナキコトヲ確メタル上年月日ヲ記載シ申立人ヲシテ署名捺印セシムベシ

第二條 救助料分配案ニ對シ異議ノ申立アリタルトキハ管海官廳ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ當該船長ニ通知スベシ

管海官廳ハ當該船長ヲシテ分配案ノ寫其ノ他必要ナル書類ヲ提出セシメ且必要ト認ムルトキハ船長其ノ他關係人及證人ニ就キ取調ヲ爲スベシ

前項ノ取調ヲ爲シタルトキハ調書ヲ作り前條第二項ノ手續ヲ爲スベシ

第三條 前二條ノ場合ニ於テ當該船舶ノ碇泊時間僅少ナル爲其ノ他正當ノ事由ニ因リ申立人、船長其ノ他關係人ヲシテ出頭供述セシムルコト能ハザルトキハ他ノ管海官廳



第二條並第二條第二項及第三項ノ手續ヲ囑託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ囑託ヲ受ケタル管海官廳ハ聽取書又ハ調書ヲ作りタル上囑託ヲ爲シタル管海官廳ニ之ヲ送付スベシ

第四條 管海官廳ハ救助ノ爲ニ冒シタル危険ノ程度、救助ノ結果、救助ノ爲ニ要シタル勞力、費用及時間、救助者ノ職務、其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ分配案ノ當否ヲ決定スベシ

海員ニ支拂フベキ救助料ハ現ニ救助ニ從事セザル者ニモ之ヲ分配スベキモノトス

第一項ノ決定ハ事實ノ取調ヲ了リタル後遲滯ナク之ヲ爲スベシ

第五條 管海官廳ハ異議ノ申立ヲ理由ナシト認メタルトキハ左ノ書式ニ依リ申立却下ノ決定書ヲ作り其ノ正本各一通ヲ異議申立人及當該船長ニ送付スベシ

決定	何丸何職
本籍地	住 所
何 某	何 某

右者ヨリ何々救助ニ關シ何丸船長何某ノ作りタル救助料分配案ニ對シ明治何年何月何日當管海官廳ニ異議ノ申立ヲ無シタルニ付審査ヲ遂ケ右異議ノ申立ハ理由ナキモノト認メ之ヲ却下ス

管海官廳名印

第六條 管海官廳ハ異議ノ申立ヲ理由アリト認メタルトキハ左ノ書式ニ依リ分配案更正ノ決定書ヲ作り其ノ正本各一通ヲ異議申立人及當該船長ニ送付スベシ

決定	何丸何職
本籍地	住 所
何 某	何 某

右者ヨリ何々救助ニ關シ何丸船長何某ノ作りタル救助料分配案ニ對シ明治何年何月何日當管海官廳ニ異議ノ申立ヲ爲シタルニ付審査ヲ遂ケ右異議ノ申立ハ理由アルモノト認メ該分配案ヲ(又ハ該分配案中)左記ノ通更正ス

分配額	職 務	氏 名
一金	同	同

同	同
同	同
同	同

明治何年何月何日 管海官廳名印

(備考)

(一) 更正カ分配案ノ全部ニ涉ラザルトキハ更正シタル部分ノミヲ記載スベシ

(二) 本書カ二枚以上ニ涉リタルトキハ各葉ノ綴目ニ管海官廳印ヲ以テ契印スベシ

第七條 商法第八百八條第一項ノ規定ニ依リ救助料分配案ノ作成ニ關シ請求アリタルトキハ管海官廳ハ直ニ當該船長ヲ呼出シテ相當ノ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ分配案ヲ作り且之ヲ管海官廳ニ届出ヅベキコトヲ命スベシ

第八條 前條ノ場合ニ於テ當該船長ノ碇泊時間僅少ナル爲其ノ他正當ノ事由ニ因リ船長ヲシテ出頭セシムルコト能ハザルトキハ他ノ管海官廳ハ前條第一項ノ手續ヲ囑託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ囑託ヲ受ケタル管海官廳ハ前條第一項ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ旨囑託ヲ爲シタル管海官廳救助料分配案ニ關スル取扱手續

ニ通知スベシ

第九條 當該船長カ第七條第一項ノ命令ニ從ハザルトキハ管海官廳ハ第二條第二項及第三項並第四條ノ規定ニ準ジテ救助料分配額ヲ決定シ左ノ書式ニ依リ分配案ヲ作り其ノ正本各一通ヲ請求人及當該船長ニ送付スベシ

分配案	本籍地	住 所	何 某
職 務	同	同	同
氏 名	同	同	同

右者ヨリ何々救助ニ關シ何丸船長何某カ救助料分配案ノ作成ヲ怠リタル故ヲ以テ明治何年何月何日當管海官廳ニ分配案作成ニ關シ請求ヲ爲シタルニ付右船長ニ分配案ノ作成ヲ命シタルモ之ニ從ハサルニ因リ當管海官廳ハ審査ヲ遂ケ左記ノ通分配案ヲ作ル

分配額	職 務	氏 名
一金	同	同
同	同	同
同	同	同



(備考)

本書カ二枚以上ニ涉リタルトキハ各葉ノ綴目ニ管海官廳印ヲ以テ契印スベシ

第十條 利害關係人ヨリ第五條及第六條ノ決定書又ハ第九條ノ分配案ノ謄本下付ノ申請アリタルトキハ管海官廳ハ逕信省管船局ニ申出ヅベキ旨申請人ニ指示スベシ

第十一條 管海官廳ハ特ニ事務取扱簿ヲ備ヘ前數條ノ規定ニ依リ取扱ヒタル事件及其ノ處理ノ大要ヲ記載スベシ  
一件書類ハ事件處理済ノ上之ヲ逕信省管船局ニ送付スベシ但シ船内書類其ノ他還付ヲ要スルモノハ之ヲ提出者ニ還付シ其ノ中證據上必要ト認ムルモノハ其ノ寫ヲ一件書類中ニ編綴シ置クベシ

第十二條 本手續ノ規定ニ依リ難キ場合ヲ生ジタルトキハ其ノ都度逕信省ニ伺出テ指揮ヲ受クベシ

第十三條 救助料分配案ニ對スル異議ノ申立又ハ分配案作成ニ關スル請求ハ内地ニ在リテハ逕信局海事部又ハ同出張所、外國ニ在リテハ帝國領事之ヲ受理スベキモノトス

附 則  
本手續ハ明治四十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

遊覽船、捕鯨船又ハ無甲板漁船ニ乗組ミタル期間ハ前項第一號ノ期間ニ算入セズ

第一項第二號ノ試驗ハ羅針盤方位、船燈、霧中信號、航路信號、機關傳令、結索、端艇ノ卸方及操縱、航海用語竝操舵ニ關スル要領ニ付之ヲ行フ

第三條 水夫適任證書ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ申請書ヲ管海官廳ニ差出スベシ

前項ノ場合ニ於テ申請者ハ船員手帖又ハ之ニ準ズベキ證明書ヲ管海官廳ノ檢閲ニ供シ本籍地、出生年月日及乘船履歷ヲ證明スベシ

第三條ノ二 第一條第二項ノ規定ニ依リ水夫適任證書ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ前條ノ規定ニ依ルノ外其ノ乗組マムトスル船舶ノ所有者、管理人又ハ借入人ノ發出シタル書面ニ依リ當該船舶ノ船員ト爲ラムトスル者ナル旨ヲ證明スベシ

第四條 水夫適任證書ハ第二號書式ニ依ル

第五條 水夫適任證書ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ該證書ヲ交付シタル管海官廳ニ之カ再交付ヲ申請スルコトヲ得

水夫適任證書ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ遲滯ナク水夫適任證書交付規則

附 則 (昭和十四年十月、公達第千二百三十七號ニ對スルモノ)

本公達ハ昭和十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

水夫適任證書交付規則

(大正五年二月) 逕信省令第十二號

改正 大正九年十月 逕信省令第百八號

第一條 亞米利加合衆國諸港ニ出入セムトスル日本船舶ノ船員ハ千九百十五年三月四日ノ亞米利加合衆國海員法ニ依ル水夫適任證書ノ交付ヲ管海官廳ニ申請スルコトヲ得前項ノ規定ハ亞米利加合衆國諸港ニ出入セムトスル日本船舶ノ船員ト爲ラムトスル者ニ之ヲ準用ス

第二條 水夫適任證書ハ左ニ掲クル資格ノ一ヲ有シ且體格檢査ニ合格シタル者ニ之ヲ交付ス  
一 總噸數百噸以上ノ沿海航路以上ノ船舶ニ乗組ミ三年以上甲板部員トシテ執務シ年齡滿十九年以上ナルコト  
二 沿海航路以上ノ船舶ニ乗組ミ一年以上甲板部員トシテ執務シ且船舶ノ運用ニ關スル試驗ニ合格シタルコト

タ其ノ事由ヲ具シ該證書ヲ交付シタル管海官廳ニ之ガ書換ヲ申請スベシ

水夫適任證書不用トナリタルトキハ遲滯ナク該證書ヲ交付シタル管海官廳ニ之ヲ返還スベシ

第六條 本令ニ依リ申請ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スベシ

- 一 第二條第一項第一號ノ資格ニ依リ水夫適任證書ノ交付ヲ申請スルトキ 一圓
- 二 第二條第一項第二號ノ資格ニ依リ水夫適任證書ノ交付ヲ申請スルトキ 二圓
- 三 水夫適任證書ノ再交付又ハ書換ヲ申請スルトキ 五十錢

手数料ハ其ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ納付書ニ貼用シテ之ヲ納付スベシ

第七條 本令ニ依ル事務ヲ行フ管海官廳ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 本令ハ臺灣又ハ關東州ニ船籍港ヲ定ムル船舶ノ船員ニ之ヲ準用ス

附 則 本令ハ大正五年三月一日ヨリ之ヲ施行ス



第一號書式 (表)

水夫適任證書交付申請書

水夫適任證書下附相受度候ニ付テハ履歷書相添ヘ此段及申請候也

年 月 日

申請人 氏

名 印

通知ヲ受クヘキ場所

(管海官廳) 御中

(裏)

履 歷 書

氏 名	出 生 年 月 日		船 員 手 帖 番 號	船 種 船 名	總噸數又 ハ積石數	航路定限	職 名	乘 船 年 月 日	下 船 年 月 日	在 船 期 間	本 籍 地	
	年	月										日
期 間 合 計	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日

備 考

氏名ニハ片假名ヲ以テ傍訓ヲ附スベシ

水夫適任證書交付規則



第二號書式 甲 (第二條第一項第一號ノ資) (格ニ依リ交付スルモノ)

第 號

水夫適任證書

本籍地

氏

名

出生年月日

右者水夫適任證書交付規則ニ依リ成規ノ履歴ヲ有シ且視力、聽力其他ノ體格検査ニ合格ス仍テ航洋船ノ水夫ニ適スル者ト認メ此證書ヲ附與ス

年 月 日

管海官廳名印

備考

裏面ニ英譯ヲ附記ス第二號書式乙ニ付テモ亦同ジ

第二號書式 乙 (第二條第一項第二號ノ資) (格ニ依リ交付スルモノ)

第 號

水夫適任證書

本籍地

氏

名

出生年月日

右者水夫適任證書交付規則ニ依リ成規ノ履歴ヲ有シ且視力、聽力其他ノ體格検査及船舶ノ運用ニ關スル試験ニ合格ス仍テ航洋船ノ水夫ニ適スル者ト認メ此證書ヲ附與ス

年 月 日

管海官廳名印

水夫適任證交付規則第七條ノ規定ニ依ル事務ヲ行フ管海官廳指定

(大正九年十月) (遞信省告示千五百三十四號)

- 一、水夫適任證書交付規則第二條第一項第二號ノ規定ニ依リ水夫適任證書ヲ交付スル場合
    - 東京遞信局 大阪遞信局
    - 熊本遞信局 札幌遞信局
  - 二、同規則第二條第一項第一號及第二號ノ規定ニ依リ水夫適任證書ヲ交付スル場合
    - 東京遞信局海軍部横濱出張所
    - 大阪遞信局海軍部神戸出張所
- 大正五年二月遞信省告示第三百三十五號ハ本月十五日ヨリ之ヲ廢止ス

水夫適任證交付規則第七條ノ規定ニ依ル事務ヲ行フ管海官廳指定・海軍豫備兵及海軍豫備補習生ノ乗船履歴證明ニ關スル件

海軍豫備兵及海軍豫備補習生ノ乗船履歴證明ニ關スル件

(昭和十二年七月) (海軍第二千三百九十八號通牒)

今般海軍豫備員ニ關スル規定改正セラレ普通船員ヨリ海軍豫備兵ヲ採用スルノ制度新ニ設ケラレタルニ伴ヒ右船員ノ乗船履歴證明ヲ管海官廳(指定市町村長ヲ含ム)ニ於テ行フコトト相成リタル處海軍豫備員令施行規則第八條ノ二ノ規定ニ依ル證明又ハ海軍豫備補習生規則第五條第三號ノ乗船履歴證明書ノ證明ヲ願出ヅル者アリタルトキハ左記ニ依リ處理相成度

追テ右關係法令一部及送付候

一、當該船員ヲシテ右規定ニ定ムル様式ノ書類ニ通ニ船員手帳ヲ添附シテ提出セシメ右書類記載事項ヲ船員手帳ト照合シタル上相違ナシト認メタルトキハ一通ニ證明ヲ爲シ他ノ一通ハ之ヲ當該官廳ニ保管スルコト



二、備主名ハ船員手帳ニ依リテハ證明シ難キヲ以テ本人ノ申出カ事實相違ナシト認メラルルトキハ證明ヲ與フルコト若シ不明ナルトキハ管船局ニ照會スルコト

三、船員手帳カ再交付又ハ書換ヲ受ケタルモノナル等ノ爲之ノミニ依リテ證明ヲ與フルコト困難ナルトキハ管船局

海軍豫備兵ニ關スル乘船履歷證明報告

證明年月日	船員手帳番號	氏名	船種船名	職務	備考

海軍豫備補習生ニ關スル乘船履歷證明報告

證明年月日	船員手帳番號	氏名	船種船名	職務	備考

ヘ照會スルコト此ノ場合ニ於テハ船員手帳ノ番號ヲ附記スルコト

四、本件證明ニ關シテハ手数料ヲ徴收セザルコト

五、本件取扱アリタル場合ハ左記様式ニ依リ一ヶ月毎ニ取纏メ當局ヘ報告スルコト

無線通信士ノ乘船履歷證明方ニ關スル件

(昭和十二年九月 海第三千六百六十八號通牒)

無線通信士ノ需給調節ノ必要ヲ考慮シ電務局ニ於テハ別紙ノ如キ措置ヲ講ズルコトト成リタル處之ニ伴ヒ無線通信士ヨリ管海官廳ニ乘船履歷證明方願出アリタルトキハ左記ニ依リ處理相成度

記

一、申請者ヲシテ乘船履歷證明申請書(様式隨意ナルモ無線通信士乘船履歷證明報告

證明年月日	船員手帳番號	氏名	船種船名	職務	備考

證明事項ハ船員手帳事項ニ限ル) 二通ニ船員手帳ヲ添附シテ提出セシメ右書類記載事項ヲ船員手帳ト照合シタル上相違ナシト認メタルトキハ一通ニ證明ヲ爲シ他ノ一通ハ之ヲ當該官廳ニ保管スルコト

二、船員手帳カ再交付又ハ書換ヲ受ケタルモノナル等ノ爲管海官廳ニ於テ其レノミニ依リテ證明ヲ與フルコト困難ナルトキハ管船局ニ照會スルコト此ノ場合ニ於テハ船員手帳ノ番號ヲ附記スルコト

三、本件證明ニ關シテハ手数料ヲ徴收セザルコト

四、本件取扱アリタル場合ハ左ノ様式ニ依リ一月毎ニ取纏メ管船局ニ報告スルコト

無線通信士ノ乘船履歷證明方ニ關スル件



### 船員ノ徴兵検査受檢手續 ニ關スル件

(昭和十三年四月  
海第一千二百二十四號通牒)

從來兵役法施行令第七十八條第二項ノ規定ニ依リ徴兵身體検査ヲ受ケントスル船員ニ對シテハ船長ノ證明シタル徴兵身體検査ニ關スル乗船證明書ニ管海官廳ニ於テ船員法施行細則第四十八條ノ二ノ規定ニ依リ其ノ證明ヲ爲シ來リタル處右規定ハ取扱ノ便宜上曩ニ昭和十三年三月二十五日遞信省令第二十一號ヲ以テ公布、同月二十八日ヨリ實施セラレタル改正船員法施行規則中ヨリハ削除セラレタルモ今後本件受檢手續ニ際シテハ右管海官廳ノ證明書ヲ必要トセザル趣旨ニ非ズシテ今般兵役法施行規則モ昭和十三年三月三十一日陸軍省令第十三號ヲ以テ別紙寫ノ通改正相成候條爾今船員ヨリ本規則ニ依リ證明ノ申請アリタルトキハ從來通證明方取計相成度

### 勞働爭議調停法

(大正十五年四月  
法律第五十七號)

第一條 左ニ掲クル事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得  
當事者ノ請求ナキ場合ト雖行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同シ  
一 蒸氣、電氣其ノ他ノ動力ニ使用スル鐵道、軌道又ハ船舶ニ依リ公衆ノ需要ニ應スル運輸事業  
二 公衆ノ用ニ供スル郵便、電信又ハ電話ノ事業  
三 公衆ノ需要ニ應スル水道、電氣又ハ瓦斯供給ノ事業  
四 第一號乃至第三號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテ其ノ休止力第一號乃至第三號ノ事業ノ進行ヲ著シク阻害スルモノ  
五 其ノ他公衆ノ日常生活ニ直接關係アル事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

六 陸軍又ハ海軍ノ直營ニ係ル兵器艦船ノ製造修理ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

前項ニ掲クル以外ノ事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得

第二條 調停委員會ヲ開設セムトスルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ニ之ヲ通知スヘシ

第三條 調停委員會ハ九人ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス委員ノ中六人ハ勞働爭議ノ當事者ヲシテ各同數ヲ選定セシメ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ爭議ニ直接利害關係ヲ有セサルモノニ就キ選定セシメ行政官廳之ヲ囑託ス

前項ノ規定ニ依リ囑託セラレタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四條 勞働爭議ノ當事者第二條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ三日内ニ前條第一項ノ規定ニ依リ其ノ選定シタル委員ヲ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

當事者前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ササルトキハ行政官廳ハ當事者ニ代リ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シ

船員ノ徴兵検査受檢手續ニ關スル件・勞働爭議調停法

タルモノト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル手續終リタルトキハ行政官廳ハ直ニ前條第一項ノ規定ニ依リ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定スヘキ委員ノ選定ヲ要求スヘシ此ノ場合ニ於テハ當事者ノ選定シタル委員ハ四日内ニ之ヲ選定シ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル届出ナキトキハ行政官廳ハ當事者ノ選定シタル委員ニ代リ前項ノ規定ニ依リ選定スヘキ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定シタルモノト看做ス

第五條 委員中缺員ヲ生シタルトキハ前二條ノ手續ニ準シ之ヲ補充ス

第六條 委員定リタルトキハ行政官廳ハ直ニ調停委員會ヲ召集シ之ヲ開會スヘシ

第七條 調停委員會ニ議長及其ノ代理者ヲ置ク議長及其ノ代理者ハ當事者ノ選定ニ係ル委員ニ於テ選定シタル委員ノ互選ニ依リ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツ多數ヲ得タル者ナキトキハ抽籤ニ依ル

第八條 調停委員會ハ勞働爭議ノ解決ニ必要ナル調査審理ヲ爲シ其ノ調停ヲ爲スモノトス



第九條 調停委員會ハ開會ノ日ヨリ十五日内ニ調停手續ヲ結了スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ當事者ノ選定シタル委員全員ノ同意アリタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第十條 調停委員會ハ議長又ハ其ノ代理者及各當事者ノ選定シタル委員各二名以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十一條 調停委員會ノ議事ハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二條 調停委員會ノ議事ハ之ヲ公開セス

行政官廳ハ調停委員會ノ承認ヲ得テ當該官吏ヲシテ會議ニ臨席セシムルコトヲ得

第十三條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ當事者又ハ其ノ代表者其ノ他利害關係人又ハ參考人ニ對シ出席説明ヲ求メ又ハ説明書類ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第十四條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ委員ヲシテ作業所其ノ他爭議ノ關係場所ニ立入り、作業若ハ設備ヲ視察シ又ハ關係者ニ質問セシムルコトヲ得但シ軍事上秘密ヲ要スル場所ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

得ス

一 使用者ヲシテ勞動爭議ニ關シ作業所ヲ閉鎖シ、作業ヲ中止シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ勞務繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

二 勞働者ノ集團ヲシテ勞動爭議ニ關シ勞務ヲ中止シ、作業ノ進行ヲ阻害シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ雇傭繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

第二十條 故ナク第十三條ニ規定スル出席説明又ハ説明書類ノ提示ヲ爲ササル者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條ノ場合ニ於テ虛偽ノ説明ヲ爲シタル者

二 故ナク第十四條ノ規定ニ依ル立入、視察ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

三 第十五條ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條 第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

勞働爭議調停法施行令

第十五條 委員又ハ委員タリシ者ハ故ナク前二條ノ場合ニ知得タル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ス

第十六條 第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ノ場合ニ於テハ調停委員會ハ其ノ顛末ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ勞動爭議解決スルニ至ラザリシトキハ調停委員會ハ其ノ報告ニ委員會ノ決議セル爭議調停案及之ニ關スル少數意見ヲ表示スルコトヲ要ス

第十七條 行政官廳ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ要旨ヲ公表スヘシ但シ勞動爭議解決シタル場合ニ於テ當事者一方ノ選定シタル委員全員カ豫メ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 委員及第十三條ニ規定スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第十九條 第一條第一項ニ掲クル事業ニ於ケル勞動爭議ニ關シ第二條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ現ニ其ノ爭議ニ關係アル使用者及勞働者並其ノ屬スル使用者團體及勞働者團體ノ役員及事務員以外ノ者ハ第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ニ至ル迄左ニ掲クル目的ヲ以テ其ノ爭議ニ關係アル使用者又ハ勞働者ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十五年勅令第百九十七號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)

勞働爭議調停法施行令

(大正十五年六月 勅令第百九十六號)

第一條 勞動爭議調停法及本令ニ依ル行政官廳ノ職務ハ爭議ノ發生シタル作業所所在地ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)之ヲ行フ

同一ノ爭議カ前項ノ規定ニ依リ二以上ノ地方長官ノ管轄ニ涉ルトキハ内務大臣ハ其ノ一ヲ指定シテ前項ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二條 内務大臣必要アリト認ムルトキハ前條ニ規定スル行政官廳ノ行政官廳ヲ指定シテ前條第一項ノ職務ヲ行ハシメ又ハ自ら之ヲ行フコトヲ得但シ内務大臣其ノ指揮監督ノ下ニ在ラサル行政官廳ヲ指定セムトスルトキハ豫メ其ノ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス



第三條 第一條ニ於テ地方長官トアルハ船員法ノ適用アル  
船員ノ爭議ニ付テハ遞信局長トシ前二條ニ於テ内務大臣  
トアルハ船員ノ爭議ニ付テハ遞信大臣トス

第四條 調停委員會開設ノ請求ハ左ノ事項ヲ具シ文書ヲ以  
テ之ヲ爲スコトヲ要ス

- 一 爭議ノ發生シタル作業所ノ名稱及所在地
- 二 爭議ニ關係アル労働者ノ概數
- 三 代表者ニ依リ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ代表者タ  
ルコトヲ示スニ足ルヘキ事項

- 四 調停委員會ニ關スル通知ヲ受クヘキ場所
- 五 爭議ノ要求事項
- 六 爭議ノ經過概要

第五條 當事者ノ一方ヨリ調停委員會開設ノ請求アリタル  
トキハ行政官廳ハ他ノ當事者ニ之ヲ通知スヘシ

第六條 調停委員會ヲ開設セムトスル旨ノ通知ハ文書ヲ以  
テ之ヲ爲スヘシ

行政官廳前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公示  
スヘシ

第七條 調停委員會労働爭議調停法第九條ノ規定ニ依リ調  
停手續ヲ結了シタルトキ又ハ其ノ期間ヲ延長シタルトキ

ハ直ニ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス  
前項ノ報告アリタルトキハ行政官廳ハ直ニ其ノ旨ヲ公示  
スヘシ

第八條 調停委員會ノ議事ニ關スル總テノ書類ハ労働爭議  
調停法第十六條ニ規定スル報告ト共ニ之ヲ行政官廳ニ提  
出スルコトヲ要ス

第九條 労働爭議調停法第十八條ノ規定ニ依リ辨償ヲ受ク  
ルコトヲ得ル費用ハ旅費、日當及止宿料トス  
前項ノ旅費、日當及止宿料ハ別表ノ定額以内ニ於テ行政  
官廳之ヲ定ム

附 則

本令ハ労働爭議調停法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(大正十五  
年七月一日ヨリ施行)

(別表)

區 分	及鐵船道 賃賃	車馬賃 一里ニ付	日 當 一日ニ付	止宿料 一夜ニ付
委 員	二 等	九 十 錢	六 圓	八 圓
當事者又ハ其ノ 代表者其ノ他利 害關係人又ハ參 考人	二 等	七 十 五 錢	三 圓	五 圓

備考 鐵道賃及船賃ハ運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スル場合ニハ上級ノ運賃トシ其ノ等級ヲ設ケサル場合ニハ其ノ乘  
車又ハ乗船ニ要スル運賃トス



### 兵役法拔萃

(昭和二年四月)  
法律第四十七號

改正 昭和十二年八月  
法律第七十號

第六十一條 歸休兵、豫備兵、後備兵又ハ補充兵ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ勤務演習召集又ハ簡閱點呼ヲ免除スルコトヲ得

五 帝國外ノ地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員

### 陸軍召集規則拔萃

(昭和二年十一月)  
陸軍省令第二十五號

改正 昭和十四年八月  
陸軍省令第四十二號

第一百十三條 餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏又ハ官吏待遇者ニシテ兵役法施行令第十八條第一項、第二百二十七條第一項及陸軍武官服役令第三十三條ノ規定ニ依リ

四條第二項ノ規定ニ該當スル者、下士官兵ニシテ演習召集令狀ヲ受領シ又ハ其ノ傳達ヲ受ケタル後官廳ノ命ニ依ラス出發シタル者ヲ除ク

四 帝國外ノ地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員

前項第一號ニ該當スル者又ハ第二號ノ議員ハ其ノ就職ノ日ヨリ十四日以内ニ到達スル如ク本籍地ノ市長又ハ町村長及警察署長ヲ經由シ本籍地ノ聯隊區司令官ニ届出ヅベシ其ノ職ヲ退キタルトキ亦同ジ

第一項第一號又ハ第二號ニ該當シ演習召集ヲ免除セラルベキ者ニシテ演習召集ヲ受クルコトヲ希望スル者ハ市長又ハ町村長及警察署長ヲ經由シ聯隊區司令官ニ願出ヅルコトヲ得

前項願出ノ許可ハ聯隊區司令官之ヲ爲ス

第一項第二號ノ議員演習召集中開會セラルベキトキハ本人ノ希望ニ依リ其ノ開會ノ日ト旅行日數トヲ參酌シ殘餘ノ日數ニ付其ノ召集ヲ免除スルコトヲ得

第一項第三號ニ該當スル者ニシテ陸軍武官服役令第十四條ノ定ムル所ニ依リ申告ヲ爲ササル者ハ之ヲ演習召集ニ召集スルコトアルベシ

第一百五十四條 第一百十三條及第一百四條第一項第二項ノ規

兵役法拔萃・陸軍召集規則拔萃

演習召集免除ノ認可ヲ受ケタル者ニ付テハ當該官廳ヨリ其ノ者ノ職名、本籍地、寄留地、役種、兵種、徵集年(下士官以上ニ在リテハ役種編入年)官等級、氏名及其ノ認可ヲ受ケタル年月日ヲ本人本籍地ノ聯隊區司令官ニ通報スベシ

演習召集免除ノ許可ヲ受ケタル者其ノ免除ヲ爲スベキ事故止ミタルトキ亦前項ニ同ジ

演習召集免除ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ他ノ聯隊區ニ轉籍シタルトキハ舊本籍地ノ聯隊區司令官ヨリ其ノ旨ヲ轉籍地ノ聯隊區司令官ニ通報スベシ

前三項ノ規定ハ兵役法施行令第十八條第一項及第二百二十七條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ニ之ヲ準用ス

第一百四條 在郷軍人ニシテ演習召集ニ召集セラルヘキ者

左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ演習召集ヲ免除ス

一 市町村長、助役、收入役其ノ他之ニ準スヘキ職ニ在ル者

二 帝國議會、府縣會、市町村會其ノ他之ニ準スヘキモノノ議員但シ其ノ會期中ニ限ル

三 帝國外ノ地(關東州及滿洲國ヲ除ク)ニ旅行又ハ在留スル者但シ將校及准士官ニシテ陸軍武官服役令第十

定ハ簡閱點呼ノ免除ニ關シ之ヲ準用ス

第一百五十五條 豫備役後備役ノ下士官又ハ補充兵ニシテ避

クベカラザル事故ニ因リ簡閱點呼ノ延期ヲ願フ者ハ其ノ事實ヲ證明シ市長又ハ町村長及警察署長ヲ經由シ本籍地ノ聯隊區司令官ニ願出テ許可ヲ受クベシ但シ願書ニ本籍地ノ市町村長又ハ關係アル官公署ノ長ノ證明書(船舶國籍證書ヲ有スル船舶ノ海員ニ在リテハ其ノ船長ノ證明書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得)ヲ添附スベシ

聯隊區司令官寄留地ニ於テ簡閱點呼ヲ受クヘキ者ニ對シ前項ノ願ヲ許可シタルトキハ寄留地ノ聯隊區司令官ニ之ヲ通報スベシ

第一項ノ願書ノ様式ハ第一百五條ノ様式ニ準ス

附 則 (昭和十四年四月)  
省令第十四號

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年以前徵集ノ第二補充兵ニ付テハ演習召集及簡閱點呼ハ之ヲ行ハス



(用紙適宜)

演習召集延期願

本籍地 府縣郡市町村字番地

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種官等級

氏名

右何年度演習召集ニ召集セラルヘキ處(演習召集ヲ命セラレ候處)別紙(左記)理由ニ依リ何年 月 日  
ヨリ 年 月 日ニ至ル間召集ノ延期許可相成度別紙市町村長(何々長)ノ證明書相添ヘ此段及願出候也

右 氏 名 印

何聯隊區司令官殿

注意

- 一、召集令狀受領後ナルトキハ召集部隊(必要アルトキハ到着地ヲモ)到着日時ヲ明示スヘシ
- 二、寄留地應召ヲ許可セラレタル者ナルトキハ其ノ旨ヲ明示シ且本籍地市町村長ニ代ヘ寄留地市町村長ノ證明書ヲ添附スヘシ

兵役法施行規則拔萃

(昭和二十一年十一月) 陸軍省令第二十四號

改正 昭和十四年六月 陸軍省令第二十七號

第六十五條ノ二 歸休兵、豫備兵、後備兵又ハ補充兵ニシテ船舶國籍證書ヲ有スル船舶ノ船員タル者ハ其ノ就職又

ハ雇入ノ日ヨリ十四日以内ニ管海官廳又ハ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長若ハ領事官ノ證明書ヲ添ヘ左ノ様式ニ依リ書面ヲ以テ本籍地ノ市町村長ヲ經テ本籍地ノ聯隊區司令官ニ届出ヅベシ但シ朝鮮、臺灣、關東州又ハ滿洲國ニ在留スル者ニ在テハ陸軍召集規則ノ定ムル當該地域ノ市町村長ニ該當スル者ヲ經由シ在留地ヲ管轄スル兵事部長ニ届出ヅベシ

(用紙適宜)

船員就職(雇入)届

- 一 本籍地 府縣郡市町村字番地
- 二 現住地 何々
- 三 徵集年、役種、兵種、等級、氏名
- 四 就職(雇入)年月日
- 五 職名 (船長、一等運轉士、二等運轉士、機關長、一等機關士、事務長、水夫長、水夫、無線電信技術員、舵夫、火夫長、火夫、油差、賄方等)
- 六 海技免狀ヲ有スル者及船舶職員試驗規程ニ依リ遞信大臣ノ認定シタル學校又ハ水産講習所ヲ卒業シタル者ニ在

兵役法施行規則拔萃



七 乘組船舶カ帝國外ノ地ヲ往復スルモノナルヤ否  
右及 届出 候也

年 月 日  
何聯隊區司令官殿

本人氏

名印

前項ノ規定ニ依リ就職又ハ雇入ノ届出ヲ爲シタル者退職  
又ハ雇止トナリタルトキ又ハ前項ノ様式中第七號ニ記載  
スル事項ニ變更アリタルトキハ前項ノ規定ニ準ジ届出ツ  
ベシ

前二項ノ規定ニ依リ添附スベキ證明書ハ海員ニ在リテハ  
船長ノ證明書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲ス者届出ノ際船  
員手帳ヲ市町村長(第一項但書ニ規定スル市町村長ニ該  
當スル者ヲ含ム本項中以下同シ)ニ示シタルトキハ前三  
項ノ證明書ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ此ノ場合ニ於テ  
ハ届書ヲ受ケタル市町村長ハ届書ニ其ノ旨ヲ記載シ署名  
捺印スベシ

第一項ノ規定ニ依リ就職又ハ雇入ノ届出ヲ爲シタル者ハ

其ノ就職又ハ雇入期間中ハ第六十四條第三項又ハ之ヲ準  
用スル前條第三項ノ規定ニ依リ爲スベキ届出ヲ爲スコト  
ヲ要セズ

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ其ノ乘組船舶カ帝國外ノ  
地ヲ往復スルモノナルコトヲ届出デタル者ハ爾後其ノ變  
更アル迄ハ第六十四條又ハ之ヲ準用スル前條第三項ノ規  
定ニ依ル帝國外旅行(在留)届ヲ差出スコトヲ要セズ

第三百三條 聯隊區徵兵署ノ事務ハ毎年四月十六日ヨリ七月  
三十一日迄ノ間ニ於テ之ヲ行フヲ例トス  
聯隊區徵兵署ノ事務ニ付テハ概ネ十日ニ付一日ノ割合ヲ  
以テ休務スルノ外其ノ事務ヲ休止スルコトヲ得ズ但シ臨  
時避クベカラザル重大ナル事故アルトキハ聯隊區徵兵官  
ハ師管徵兵官ノ認可ヲ受ケ休務スルコトヲ得

第七十七條ノ二

令第七十八條第二項ノ規定ニ依ル身體  
検査ハ船員法、朝鮮船員令又ハ關東州船員令ノ適用ヲ受  
クル船員ニ限リ之ヲ受ケルコトヲ得

兵役法施行令第七十八條第二項 陸軍大臣ハ其ノ定ム  
ル所ニ依リ船員ニ限リ本人ノ願ニ依リ寄留地以外ノ地  
ニ於テ身體検査ヲ受ケシムルコトヲ得

第七十七條ノ三

前條ノ規定ニ依リ身體検査ヲ受ケント  
スル船員ニシテ第三百三條第一項ノ聯隊區徵兵署開設期間  
内又ハ在留地検査實施期間内ニ於テ身體検査ヲ受ケント  
スル者ハ左ノ様式ノ届書ニ船長ノ證明ヲ受ケ本籍地ニ於  
ケル徵兵検査期日迄ニ本籍地ノ兵事官、支廳長又ハ市長  
ニ宛本籍地ノ市町村長ニ差出スヘシ

(用紙適宜)

船員身體検査届

本年兵役法施行規則第七十七條ノ三ノ規定ニ依リ徵兵身體検査受檢致度ニ付及届出候也

本籍地 府縣郡市區町村字番地

乗組船舶 船種 船名

船員手帳番號及受領年月日

年 月 日

本人氏

年 月 日 名印

何府縣兵事官(何支廳長、何市區長)殿

右ノ通相違無之及證明候也

年 月 日

何船長氏

名印

兵役法施行規則按察



前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ便宜ノ聯隊區徵兵署又ハ在留地検査場ニ出頭シ身體検査ヲ受クベシ  
**第七十七條ノ四** 第七十七條ノ二ノ規定ニ依リ身體検査ヲ受ケントスル船員ニシテ已ムヲ得ザル事由ニ因リ第三百三條第一項ノ聯隊區徵兵署開設期日ニ先チ帝國外ノ地

ニ赴ク爲前條ノ検査ヲ受クルコト能ハザル者ハ船長ノ證明ヲ受ケ検査地最寄ノ管海官廳又ハ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長ヲ經テ受檢希望地師管ノ聯隊區徵兵官ニ身體検査ヲ願出ツベシ  
 前項ニ規定スル願書ノ様式左ノ如シ

(用紙適宜)

船員特別検査願

兵役法施行規則第七十七條ノ四ノ規定ニ依リ徵兵身體検査受檢致度候間御許可相成度候也

本籍地 府縣郡市區町村字番地

乗組船舶 船種 船名

船員手帳番號及受領年月日

受檢希望地

受檢希望期間

自 年 月 日 至 年 月 日

年 月 日

本人氏名

年 月 日 生

何聯隊區徵兵官殿

右ノ通相違無之及證明候也

年 月 日

何船長 氏名

名印

第一項ノ願出ヲ受ケタル聯隊區徵兵官之ヲ許可セントスルトキハ師管徵兵官ノ認可ヲ受クベシ師管徵兵官認可ヲ爲シタル場合ニ於テハ總理徵兵官ニ報告スベシ  
 第一項ノ願出ニ依ル身體検査ハ陸軍部隊ニ於テ最寄ノ聯隊區徵兵官立會ノ上師團長ノ指名スル陸軍醫官ヲシテ之ヲ行シム但シ兵營ニ於テ身體検査ヲ行ヒ難キトキハ軍隊所在地ニ於ケル他ノ家屋ヲ検査場ニ充ツルコトヲ得  
 身體検査期日及身體検査ヲ行フベキ部隊又ハ場所ハ師團

長之ヲ指定ス  
 聯隊區徵兵官第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ管海官廳又ハ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長ヲ經テ前項ノ検査期日及部隊又ハ場所ヲ本人ニ通達スベシ  
**第七十七條ノ五** 第七十七條ノ三又ハ前條ノ規定ニ依リ検査ヲ受ケントスル者ハ第七十七條ノ規定ニ依ル書類ノ外船員手帳竝ニ左ノ様式ノ乗船證明書及乗組船舶行動證明書ヲ携行スベシ

(用紙適宜)

乗船證明書

徵兵身體検査ニ關スル乗船證明書

船長ノ認印

寫

眞

管海官廳ノ印

右ノ者本船ニ乗船中ナルコトヲ證明ス

汽(帆)船

丸

年 月 日

船長 氏名

名印

氏名 本籍地 府縣郡市區町村字番地  
 出生年月日  
 職務 職務  
 船員手帳番號

兵役法施行規則抜萃



右證明ス

年月日

管海官廳名印

備考 寫眞ハ最近ニ撮影シタル名刺形又ハ手札形、單獨、半身、脱帽、臺紙ナキモノヲ使用スベシ  
二 乘組船舶行動證明書

(用紙適宜)

乘組船舶行動證明書  
身體検査受檢船員

本籍地 府縣郡市區町村字番地  
氏名

右ノ者乘組船舶タル何丸ノ行動左ノ通ニ付證明候也

左記

一 碇泊港	年 月 日	時刻	何 船長 氏	名 印
二 入港	年 月 日	時刻		
三 出發豫定	年 月 日	時刻		
何聯隊區司令官殿	年 月 日			

第七十七條ノ六 第七十七條ノ三又ハ第七十七條ノ

四ノ規定ニ依リ本籍所在ノ徵募區以外ノ地ニ於テ身體検査ヲ受クル者アル場合ニ於テハ聯隊區徵兵官假壯丁名簿ヲ調製スベシ

第七十七條ノ七 第七十七條ノ三第一項ノ規定ニ依リ

届出ヲ爲シタル後船員タラザルニ至リタル者ハ第六十六條、第三百三十條又ハ第六十八條ノ規定ニ依リ徵兵検査又ハ身體検査ヲ受クベシ

第七十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 正當ノ事由ナクシテ第二十七條、第六十六條、第一百八條、第二百三條第二項、第二百三十九條、第二百九十七條第一項若ハ第二項、第三百六條、第三百三十六條又ハ第三百五十七條第一項(イ)號若ハ同條第二號(イ)號ニ規定スル届出ヲ爲ササル者又ハ第二十六條ニ於テ準用スル第六十六條ノ規定ニ依ル届出、第九十六條ニ於テ準用スル第六十八條ノ規定ニ依ル届出若ハ第三百四十一條ニ於テ準用スル第三百三十六條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル者
- 二 正當ノ事由ナクシテ第十三條第二項若ハ第二百二

兵役法施行規則拔萃

十一條第四號ノ規定ニ依ル手續又ハ身體検査通達書ノ交付ニ關シ第三百十三條第二項ヲ準用シタル手續ヲ爲サザル者又ハ其ノ手續ヲ遅延シタル者  
三 第七十七條ノ三第一項ノ届出ヲ爲サズシテ同條第二項ノ検査ヲ受ケタル者

附 則 (昭和四年三月 陸軍省令第二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六十五條ノ二及第二十六條中第六十五條ノ二ノ準用ニ關スル規定ハ昭和四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス  
大正二年陸軍省令第六號ハ之ヲ廢止ス  
第二十六條第一項又ハ第六十五條ノ二第一項ニ掲クル者ニシテ昭和四年五月一日ニ於テ現ニ船舶國籍證書ヲ有スル船舶ノ船員タル者ハ第六十五條ノ二ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ  
前項ニ規定スル者ニシテ大正二年陸軍省令第六號ノ規定ニ依リ就職又ハ雇入ノ届出ヲ爲シタル者ハ前項ノ規定ニ依リ就職又ハ雇入ノ届出ヲ爲シタル者ト看做ス  
正當ノ理由ナクシテ第三項ニ規定スル届出ヲ爲サザル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス



附 則 (昭和八年四月) (陸軍省令第十三號)

本令ハ昭和八年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五條第二項ノ規定ハ昭和八年以前ニ採用セラレタル幹部候補生ニハ之ヲ適用セズ

陸軍補充令附則第三條又ハ同第五條ニ該當スル者ハ徵集上ノ取扱ニ付テハ之ヲ第七條ノ二ニ該當スル者ト看做ス陸軍補充令第五十三條第一項第三號ニ規定スル資格ヲ有スル者ニシテ陸軍補充令施行規則第九十一條ノ規定ニ該當セザル昭和八年徵集兵ニ付亦同シ

附 則 (昭和八年十一月) (陸軍省令第三十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三條並ニ第七百七十七條ノ二、第七百七十七條ノ五、第二百二十一條、第三百六十九條、第三百七十條、第三百八十三條及第四百八條ノ改正規定ハ昭和八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十三年三月) (陸軍省令第十三號)

本令ハ昭和十三年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十三年八月) (陸軍省令第三十號)

第一條 本令ハ昭和十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 市町村長ハ當該市町村ニ本籍ヲ有スル第二補充兵

(海軍ノ第一補充兵ヲ終リタル者ヲ除ク以下同ジ)ニシテ本令施行ノ際現ニ帝國外ノ地(關東州及滿洲國ヲ除ク)ニ旅行又ハ在留中ノ者ヲ調査シ其ノ徵集年次及氏名ヲ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ聯隊區司令官ニ通知スベシ

第三條 第二補充兵ニシテ本令施行ノ際朝鮮、臺灣、關東州又ハ滿洲國ニ在留スル者ハ第六十五條ノ規定ニ準ジ本令施行ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ届出ヅベシ

第四條 第二補充兵ニシテ本令施行ノ際船舶國籍證書ヲ有スル船舶ノ船員タル者ハ第六十五條ノ二第一項乃至第四項ノ規定ニ準シ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ届出ヅベシ

第六十五條ノ二第五項及第六項ノ規定ハ前項ノ者ニ之ヲ準用ス

第七條 正當ノ事由ナクシテ本令附則第三條乃至第五條ニ規定スル届出ヲ爲サザル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第九條 第六十三條乃至第六十七條及第七十條ノ改正規定並ニ本令附則第二條乃至第六條ノ規定ハ昭和五年以前ノ徵集兵ニ之ヲ準用ス

### 海軍召集規則拔萃

(昭和十二年十二月) (海軍省令第二十三號)

第七十一條 演習召集ニ召集セララルヘキ在郷軍人ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ演習召集ヲ免除ス

一 市町村長、助役、收入役其ノ他之ニ準ズベキ職ニ在ル者

二 帝國議會、府縣會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員但シ其ノ會期中ニ限ル

三 帝國外ノ地ニ旅行又ハ在留スル者

四 帝國外ノ地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員

前項第一號第二號ノ規定ニ該當スル者ハ十四日以内ニ士官ニ在リテハ海軍省人事局長ニ、特務士官准士官ニ在リテハ在籍鎮守府ノ海軍人事部長ニ、下士官兵ニ在リテハ本籍地ノ市長ヲ經由シ又ハ町村長及警察署長ヲ經テ在籍鎮守府ノ海軍人事部長ニ届出ヅベシ其ノ職ヲ退キタルトキ亦同ジ

第一項第一號又ハ第二號ノ規定ニ該當スル者ニシテ演習

海軍召集規則拔萃・海軍豫備員令拔萃

召集ヲ受クルコトヲ希望スル者ハ士官ニ在リテハ海軍省人事局長ニ、特務士官准士官ニ在リテハ在籍鎮守府司令長官ニ、下士官ニ在リテハ市長ヲ經由シ又ハ町村長及警察署長ヲ經テ在籍鎮守府司令長官ニ届出ヅベシ

前項ノ願出ニ對スル許可ハ士官ニ付テハ海軍大臣、特務士官以下ニ付テハ鎮守府司令長官之ヲ爲ス

### 海軍豫備員令拔萃

(昭和九年十月) (勅令第二百九十四號)

改正 昭和十四年八月 勅令第五百九十一號

第六條ノ二 豫備兵(工作科豫備兵ヲ除ク)ニシテ其ノ採用後四年以内ニ船員法ノ適用ヲ受クル船員トシテノ勤務日數二年ニ達セザルモノハ其ノ身分ヲ免ズ

第九條 海軍豫備員(航空關係ノ豫備武官ヲ除ク)ノ任用又ハ採用ハ左ニ掲クル資格ヲ具フル者ニシテ海軍ニ於テ其ノ必要ト認ムル教育ヲ受ケ試験ニ合格シ海軍豫備員ニ適スト認メタルモノニ就キ之ヲ行フ但シ戰時又ハ事變ノ



際ニハ教育又ハ試験ヲ省略スルコトヲ得  
一 豫備少尉ニ在リテハ文部省直轄商船專門學校航海科

卒業者又ハ水産講習所遠洋漁業科卒業者

二 豫備機關少尉ニ在リテハ文部省直轄商船專門學校機關科卒業者

三 豫備一等兵曹及豫備一等機關兵曹ニ在リテハ海軍豫備練習生ニシテ文部省直轄商船學校ヲ卒業シタルモノ

四 豫備三等水兵、豫備三等機關兵及豫備三等工作兵ニ在リテハ海軍豫備練習生教程ヲ修了シタル者

附 則 (昭和十四年八月勅令第五百九十一號ニ對スルモノ)

海軍豫備練習生ニシテ公私立商船學校(昭和十四年勅令第五百九十號附則第五項ノ規定ニ依ル公私立商船學校及之ニ準ズルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)練習科ヲ修了シタルモノ

第一様式 (用紙美濃紙)

年 月 日 本籍

鎮守府司令長官 爵氏

等級

名 殿

氏

年 月 日

名 印  
日 生

ハ第九條第三號ノ規定ニ準シ海軍豫備一等兵曹又ハ海軍豫備一等機關兵曹ニ之ヲ任用スルコトヲ得  
**海軍豫備員令施行規則**  
拔萃  
(昭和九年十月) (海軍省令第十號)  
改正 昭和十三年三月 海軍省令第六號  
第八條ノ二 兵科及機關科豫備兵船員法ノ適用ヲ受クル船員トシテノ勤務日數二年ニ達シタルトキハ管海官廳(管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長ヲ含ム以下同ジ)ノ證明ヲ附シ速ニ在籍鎮守府司令長官ニ届出ヅベシ

船名	總噸數	乘船日數屆		乘船日數	職名	認證管海官廳名	備主名
		下船年月日	乘船年月日				

乘船日數計

年 月 日

右海軍豫備員令施行規則第八條ノ二ニ依リ此段及御届候也  
右ノ通乘船シタルコトヲ證明ス

年 月 日

管海官廳名 印

備考

- 一 各欄ハ船員手帳ニ依リ正確ニ記入スルコトヲ要ス
- 二 乘船又ハ下船ノ年月日ニ船長ニ在リテハ認證セラレタル就職又ハ退職ノ日ヲ、船長以外ノ乗員ニ在リテハ認證セラレタル雇入又ハ雇止ノ日ヲ記入スルモノトス
- 三 管海官廳ニハ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長ヲ含ム

海軍豫備員令施行規則拔萃



### 海軍豫備補習生規則拔萃

(昭和十二年四月  
海軍省令第七號)

改正  
昭和十四年八月  
海軍省令第十七號

第一條 海軍豫備補習生ハ之ヲ兵科、機關科及工作科ノ三種ニ區別ス

第一條ノ二 兵科及機關科豫備補習生ハ船員法ノ適用ヲ受クル船員トシテ一年以上ノ乗船履歴ヲ有シ採用ノ年ノ十一月三十日ニ於テ年齢十七年以上二十年未滿ノ者ヨリ之ヲ採用ス

第二條 海軍豫備補習生ノ兵籍ハ之ヲ鎮守府ニ置キ其ノ身分ハ海軍四等兵ニ準ズ但シ工作科豫備補習生ニシテ海兵團ニ入團後六箇月ヲ經過シタルモノハ其後其ノ身分ハ海軍三等兵ニ準ズ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ海軍豫備補習生ヲ志願スルコトヲ得ズ

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 二 破産者ニシテ復權ヲ得ザルモノ

第四條 海軍大臣ハ海軍豫備補習生採用ノ際ハ其ノ兵種別、員數其ノ他必要ナル事項ヲ鎮守府司令長官ニ告達ス鎮守府司令長官ハ前項ノ告達ニ基キ海軍豫備補習生ヲ採用スベシ

第五條 海軍豫備補習生タランコトヲ志願スル者ハ願書(第一様式)ニ左ノ書類ヲ添ヘ鎮守府司令長官ニ願出ツベシ

- 一 履歴書(第二様式)但シ寫眞(最近撮影脱帽半身手札形無臺紙、裏面ニ氏名記入ノコト)一葉ヲ添附ス
- 二 誓約書(第三様式)

三 乗船履歴證明書(第四様式)(兵科及機關科豫備補習生ニ限ル)

四 海軍工作廳證明書(第四様式ノ二)(工作科豫備補習生ニ限ル)

五 身元證明書(第五様式)

六 戶籍謄本

前項ノ願出ヲ爲スベキ鎮守府ノ區分ハ特ニ指定スルモノヲ除クノ外海軍志願兵令施行規則第三十二條ノ規定ニ準ズ

### 第四様式(用紙美濃紙)

乗船履歴證明書

本籍

氏

年 月 日 名 印

船名	總噸數	下乘船年 船年月日	乘船日數	職名	官認證管海 廳管名備主名

乗船日數計 年 月 日  
右ノ通乗船シタルコトヲ證明ス

### 備考

- 一 各欄ハ船員手帳ニ依リ正確ニ記入スルヲ要ス
- 二 乗船又ハ下船ノ年月日ハ船長ニ在リテハ認證セラレタル就職又ハ退職ノ日ヲ、船長以外ノ乗員ニ在リテハ認證セラレタル雇入又ハ雇止ノ日ヲ記入スルモノトス
- 三 管海官廳ニハ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長ヲ含ム

管海官廳名印



# 無線電報規則

(大正十四年八月)  
遞信省令第五十一號

改正 昭和十三年十二月  
遞信省令第九十一號

## 第一章 總 則

第一條 無線電報トハ無線電信又ハ無線電話ニ依リ送受スベキ電報ヲ謂フ

第二條 本令ニ於テ海岸局トハ艦船トノ間ニ、航空局トハ航空機トノ間ニ無線電信又ハ無線電話ニ依リ通信ヲ爲ス陸上電信官署、船舶局トハ船舶内電信官署、航空機局トハ航空機内電信官署、固定局トハ陸地間ニ於テ無線電信又ハ無線電話ニ依リ通信ヲ爲ス電信官署、託送發受所トハ電信官署トノ間ニ無線電報ヲ送受スル目的ヲ以テ施設シタル官廳用若ハ私設ノ無線電信又ハ無線電話及軍用無線電報若ハ海軍官憲ノ承認ヲ經タル無線電報ヲ通信官署トノ間ニ送受スルコトヲ遞信大臣ニ於テ承認シタル軍用ノ無線電信又ハ無線電話ヲ謂フ

ハ空中ニ於ル生命財産ノ保全ニ必要ナル事項ヲ通報スル無線電報ニシテ無線局ニ於テ緊急ノ性質ヲ有スルモノト認ムルモノハ前二條ノ規定ニ準ジ之ヲ取扱フ

第八條 無線局ト海軍託送發受所トノ間ノ通信方法ハ別ニ告示スル海軍無線電報取扱規約ニ依ル

前項ノ規約ハ無線局ト海軍託送發受所以外ノ託送發受所トノ間ノ通信方法ニ關シ之ヲ準用ス

第九條 本令ニ規定ナキ事項ハ内國電報ニ關スル規定ニ依ル

## 第二章 艦船又ハ航空機發者無線電報

第十條 艦船又ハ航空機發者無線電報ニシテ陸上局ヲ經由スベキモノノ宛所中ニハ該局名ヲ記載シ括弧ヲ以テ之ヲ區別スベシ此ノ場合ニ於テ其ノ陸上局名ハ歐文電報ニ於テモ之ヲ語數ニ算入セズ

前項ノ陸上局ニ於テ送信シ得サル場合他ノ陸上局ヲ經由シテ送信シ得ルトキハ該局ヲ經由セシメ無線電信又ハ無線電話ニ依ラザルモ陸上電信官署ヨリ配達シ得ルトキハ該官署ヨリ配達スルコトアルベシ

前項ノ無線電報送達上必要アルトキハ無線電報料ヲ配達料ニ充當シテ別使配達若ハ艀船配達ヲ爲シ又ハ有線電報

## 無線電報規則

本令ニ於テ陸上局トハ海岸局及航空局、移動局トハ船舶局及航空機局、無線局トハ陸上局、移動局及固定局ヲ謂フ

無線局及託送發受所ノ名稱及呼出符號ハ之ヲ告示ス

第三條 艦船又ハ航空機發者無線電報ハ電報取扱時間ニ拘ラス之ヲ取扱フ但シ電報取扱時間外ニ於テ全ク電報取扱ヲ爲サザル電信官署ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 船舶局ニ於テハ其ノ船舶休航中ハ碇泊中、航空機局ニ於テハ其ノ航空機休航中又ハ著陸若ハ著水中無線電報ノ取扱ヲ爲サザルコトアルベシ

第五條 船舶又ハ航空機ノ遭難ニ際シ其ノ船舶又ハ航空機ノ名稱(航空機ニ在リテハ登録記號トス登録記號ノ外ニ名稱ヲ附スルモノハ該名稱ヲ含ム以下同ジ)遭難ノ位置、狀況其ノ他救助ニ必要ナル事項ヲ通報スル無線電報ハ無線局ニ於テ他ノ通信ヲ中止シ最先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ

第六條 前條ノ規定ニ依ル無線電報ハ之ヲ局報ト爲スコトヲ得但シ有線電信系上傳送ヲ要スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 船舶又ハ航空機ノ航行上ノ危險警戒其ノ他海上又

料ニ充當スルコトアルベシ

第十條ノ二 航空機發者無線電報ノ宛所中ニハ該航空機ノ發者地名(場合ニ依リ發者日時ヲ附記スベシ)所有者名及名稱等該電報送達上必要ナル事項ヲ記載スベシ

第十一條 船舶局ノ中繼ヲ要スル無線電報ニハ指定事項トシテ左ノ略號ヲ記入スベシ

和文略號

ナ

ヨ

歐文略號

R

M

前項ノ中繼ハ一回ニ限ル

第一項ノ指定事項ハ同文無線電報ニ付テハ原信ニノミ之ヲ記入スベシ

第十二條 艦船又ハ航空機發者無線電報ハ發信ノ日ヨリ五日間陸上局ニ之ヲ保管ス但シ艦船又ハ航空機ガ既ニ通信距離外ニ去リタル等ノ爲送信不能ナル場合陸上局ニ於テ必要ナシト認ムルトキハ保管ヲ爲サザルコトアルベシ

第十二條ノ二 艦船又ハ航空機發者無線電報ノ發信人陸上局ニ於ケル該電報ノ保管期間ヲ前條ノ日數ヲ超エ指定セムトスルトキハ指定事項トシテ其ノ日數ヲ記入スベシ但シ發信ノ日ヨリ十日ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十三條 陸上局ニ於ケル無線電報ノ保管期間發信ノ日ヨ



リ十日ニ充タザル場合發信人該電報ノ保管期間ノ延長ヲ  
請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ保管期間満了前發信電信官署ニ日數(發信  
ノ日ヨリ十日ヲ超ユルコトヲ得ズ)ヲ示シ之ヲ爲スベシ  
此ノ場合ニ於テ陸上局ニ對スル通知ニ要スル電報ノ料金  
(原信官報ナルトキハ官報ノ料金ト、一般私報又ハ新聞  
電報ナルトキハ一般私報ノ料金ト同額ノ料金)ヲ納付ス  
ベシ

第十三條ノ二 前三條ノ規定ニ依ル艦船又ハ航空機發者無  
線電報ノ保管期間満了後ト雖陸上局ニ於テ該無線電報ヲ  
近ク著信艦船又ハ航空機ニ送信シ得、ト認ムルトキハ  
仍之ヲ保管スルコトアルベシ

第十四條 返信料ヲ前納スル艦船又ハ航空機發者無線電報  
ノ指定略號ニハ前納料金額ヲ附記スベシ但シ其ノ前納料  
金額カ八十錢ナルトキハ之カ附記ヲ要セズ

艦船又ハ航空機託送發受所著返信料前納無線電報ニ對シ  
陸上局又ハ移動局ニ於テ返信料前納證書ヲ發行シタルト  
キハ該無線電報送信ノ際證書發行月日、番號及前納料金  
額ヲ該託送發受所ニ通知ス  
前項ノ通知ヲ受ケタル託送發受所ハ無線電報發信ノ際證

署間ニ限り同文電報ト爲スコトヲ得但シ同文ノ略號ニ代  
フルニ左ノ略號ヲ以テスベシ

和文略號

ラ ヨ

歐文略號

S M

前項ノ同文電報ニ付テハ第十條第二項及第三項ノ規定ヲ  
適用セズ但シ該電報ノ全部カ同一海岸局ヲ經由シテ傳送  
シ得ル場合又ハ同一陸上電信官署ヨリ發達シ得ル場合ハ  
此ノ限ニ在ラズ

第十九條ノ二 航行中ノ船舶内ニ於ケル傷病者ノ醫療手當  
ニ關シ其ノ指示ヲ受ケル爲當該船舶ノ船長ヨリ別ニ告示  
スル病院又ハ醫師ノ乗組メル船舶ニ宛テ發スル和文無線  
電報及之ニ對スル返信ハ醫療無線電報(以下醫療電報ト  
稱ス)ト爲スコトヲ得

第十九條ノ三 醫療電報ノ發信人ハ電報賴信紙ノ郵便切手  
欄ニ「醫療」ト記載スベシ

第二十條 艦船又ハ航空機發者無線電報ノ送受ハ對手局所  
カ確實ナル通信距離内ニ在ルトキ之ヲ行フ

第二十一條 船舶又ハ航空機託送發受所ノ施設者ニ於テ第  
四十七條ニ規定スル料金又ハ私設無線電信無線電話規則  
第四條ニ規定スル料金ヲ納付セザルトキハ電信官署ニ於

無線電報規則

書發行局ニ證書番號ヲ通知シテ該證書ヲ使用スルコトヲ  
得但シ前項ノ通知ノ日ヨリ三日以内ニ其ノ使用ナキトキ  
ハ該證書ハ當該託送發受所ノ施設者ニ之ヲ送付ス

第十五條 艦船又ハ航空機發者無線電報ニ關スル尋問又ハ  
改正若ハ停止ニシテ返信ヲ要スルモノハ陸上電信官署間  
ニ限リ其ノ取扱ヲ爲ス

第十六條 艦船又ハ航空機發者無線電報ハ陸上電信官署間  
ニ限リ至急、再送及受信報知ノ取扱ヲ爲ス  
受信報知ヲ要スル艦船又ハ航空機發者無線電報ノ發信人  
ニハ陸上局ニ於テ該電報ヲ送信シタル日時ヲ通知ス

第十七條 艦船又ハ航空機發者無線電報ニ付テハ追尾、翌  
朝配達及配達日時指定ノ取扱ヲ爲サズ

第十八條 航行中ノ船舶内ニ公示ノ目的ヲ以テ發スル船舶  
局發者無線電報ニシテ發信人ニ於テ所轄通信局長ノ認可  
ヲ受ケ一定ノ電信官署ニ差出スモノハ別ニ規定アルモノ  
ヲ除クノ外新聞電報トシテ之ヲ取扱フ但シ發信又ハ受信  
ノ際發信證票又ハ受信證票ノ提示ヲ要セス且該電報ノ豫  
約及料金後納ノ取扱ヲ爲サズ

第十九條 前條ノ規定ニ依ル新聞無線電報ニシテ同一海岸  
局ヲ經由シ二箇以上ノ船舶局ニ著スルモノハ陸上電信官

テ當該託送發受所トノ間ノ無線電報送受ヲ停止スルコト  
アルベシ

第三章 陸地間無線電報

第二十二條 固定局間傳送ヲ要スル無線電報ニシテ別ニ告  
示スル所ニ依リ無線電報ト指定シテ差出スベキモノニハ  
指定事項トシテ左ノ略號ヲ記入スベシ

和文略號

ナ イ

歐文略號

R A

前項ノ指定事項ハ同文無線電報ニ付テハ原信ニノミ之ヲ  
記入スベシ

第二十三條 固定局間傳送ヲ要スル無線電報ノ傳送上必要  
アルトキハ所定ノ固定局間傳送ニ代フルニ他ノ固定局間  
傳送ヲ以テシ又ハ有線電信系ニ依リ之ヲ傳送スルコトアル  
ベシ

第二十四條 固定局間傳送ヲ要スル無線電報ノ種類、取扱  
期間其ノ他ノ事項ニ付特ニ制限スル場合ハ別ニ之ヲ告示  
ス

第二十五條 第二十一條ノ規定ハ陸上託送發受所發者無線  
電報ニ之ヲ準用ス  
第四章 放送無線電報

八一三



**第二十六條** 航行中ノ船舶（外國船舶ヲ含ム）内ニ公示ノ目的又ハ別ニ公示スル地域ニ在ル受信人ヲシテ其ノ所屬團體ニ公示セシメ若ハ新聞紙ニ掲載セシムル目的ヲ以テ一年ヲ通ジ毎日發スル無線電報ハ之ヲ放送無線電報（以下放送電報ト稱ス）ト爲スコトヲ得

**第二十七條** 放送電報ヲ發信セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄遞信局ヲ經テ遞信大臣ニ差出シ放送電報取扱ノ認可ヲ受クベシ認可後第九號ヲ除ク左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ變更セムトスルトキ其ノ事項ニ付亦同ジ

- 一 發信ノ目的及通報事項ノ種類
- 二 和文電報歐文電報ノ別（歐文電報ノ場合ハ使用國語ヲ附記スヘシ）
- 三 一通放送字語數
- 四 發信電信官署
- 五 放送電信官署
- 六 電報差出時刻
- 七 放送時刻
- 八 放送周波數
- 九 受信人居所氏名（名宛船舶ノ名稱、航路及船主名、

公示スヘキ所屬團體名及其ノ所在地、掲載スヘキ新聞

紙名及其ノ發行地ヲ附記スベシ

十 受信人名宛略號（各受信人ニ共通トス）

前項第九號ノ事項ヲ變更シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ發信電信官署ヲ經テ遞信大臣ニ届出ツベシ

一日二通以上ノ放送電報取扱認可ヲ受ケムトスル者ハ各別ニ之ヲ申請スベシ

**第二十八條** 放送電報ノ受信人及其ノ名宛略號ハ之ヲ告示ス

**第二十九條** 遞信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第二十七條第三號乃至第八號及第十號ノ事項ヲ變更セシムルコトアルベシ

**第三十條** 放送字語數ヲ變更セムトスルトキハ少クトモ一月以前ニ之ヲ申請スルコトヲ要ス

放送字語數ハ發信人ノ都合ニ依リ月ノ中途ニ於テ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

**第三十一條** 放送電報ノ放送内容ハ受信人、名宛略號及本文トス

**第三十二條** 放送電報ハ和文又ハ歐文ノ普通辭ヲ以テ之ヲ記載スベシ

**第三十三條** 電報差出時刻ヲ經過シタル後ニ差出シタル放送電報ハ之カ取扱ヲ爲サザルコトアルベシ

**第三十四條** 廣告又ハ私信ト認ムル事項ヲ記載シタル電報ニ付テハ放送電報ノ取扱ヲ爲サズ

**第三十五條** 放送電報ニ付テハ電報規則第七章ノ規定ニ依ル特殊取扱ヲ爲サズ

**第三十六條** 放送電報ハ切手ヲ貼付スベキ場所ニ「無線放送」ト朱書シタル電報類信紙ヲ使用シテ一通ニ之ヲ記載シ受信人名宛ハ受信人名宛略號ヲ以テ之ヲ表示スベシ

**第三十七條** 放送電報ノ實際字語數ハ認可字語數ヲ超過スルコトヲ得ズ

**第三十八條** 電信官署ノ設置アル船舶宛放送電報ハ該電信官署ニ於テ之ヲ受信人ニ交付ス

放送電報ノ受信人ニシテ第二十六條ニ規定スル地域ニ在ル者ハ別ニ告示スル電信官署ニ豫メ請求シテ該電信官署ニ於テ放送電報ノ交付ヲ受クベシ

放送電報ノ受信人ニシテ其ノ施設シタル無線電信ヲ有スルモノハ前二項ノ規定ニ拘ラズ放送電報ヲ受信スルコトヲ得

**第三十九條** 發信人第五十四條第二項ノ期日迄ニ料金ヲ納

付セザルトキハ其ノ濃納ノ期間放送電報ノ取扱ヲ停止ス前項ノ取扱停止期間三十日以上ニ及ビ又ハ其ノ停止度數一年三回以上ニ及ビタルトキハ放送電報取扱ノ認可ヲ取消スコトアルベシ

**第四十條** 放送電報ノ發信ヲ罷メムトスルトキハ十五日前迄ニ其ノ旨ヲ所轄遞信局ヲ經テ遞信大臣ニ届出ツベシ

**第四十一條** 遞信大臣ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキ又ハ業務上支障アルトキハ放送電報取扱ノ認可ヲ取消スコトアルベシ

**第四十二條** 艦船又ハ航空機ニ對シ無線電信ニ依リ傳染病情報ヲ放送スル目的ヲ以テ官廳ヨリ毎月定期ニ發信スル電報ニ關シテハ本章ノ規定ヲ準用ス

**第五章 料 金**

**第四十二條** 無線電報ニハ無線局ニ於テ無線電信又ハ無線電話ニ依ル送信、受信又ハ中繼ノ各取扱ニ付左ノ無線電報料ヲ課ス但シ固定局間傳送上ノ料金ハ第四十六條ノ二

ノ規定ニ依ル場合及其ノ特定料金ヲ告示シタル場合ヲ除クノ外之ヲ課セズ



通 常 料

和文 十五字以内 二十五錢

十五字ヲ超ユルトキハ 但シ醫療電報ニ在リテハ 十 錢

五字以内ヲ増ス毎ニ 五 錢

歐文 五語以内 二 錢

五語ヲ超ユルトキハ 但シ醫療電報ニ在リテハ 二 錢

一語ヲ増ス毎ニ 二十五錢

和文 五十字以内 二十五錢

五十字ヲ超ユルトキハ五十字以内 二十 錢

ヲ増ス毎ニ

歐文 十語以内 二十五錢

十語ヲ超ユルトキハ十語以内ヲ増ス毎ニ 二十 錢

同 文 料

第二通以下各通ニ付 十五錢

同

原信本文ノ字數ニ依リ

第二通以下各通ニ付五十字以内 十五錢

五十字ヲ超ユルトキハ五十字以

内ヲ増ス毎ニ 十 錢

原信本文ノ語數ニ依リ

第二通以下各通ニ付十五語以内 十五錢

十語ヲ超ユルトキハ十語以内ヲ

増ス毎ニ 十 錢

官報及私報

和文 十五字以内 二十五錢

十五字ヲ超ユルトキハ 但シ醫療電報ニ在リテハ 十 錢

五字以内ヲ増ス毎ニ 五 錢

歐文 五語以内 二 錢

五語ヲ超ユルトキハ 但シ醫療電報ニ在リテハ 二 錢

一語ヲ増ス毎ニ 二十五錢

和文 五十字以内 二十五錢

五十字ヲ超ユルトキハ五十字以内 二十 錢

ヲ増ス毎ニ

歐文 十語以内 二十五錢

十語ヲ超ユルトキハ十語以内ヲ増ス毎ニ 二十 錢

新聞電報

和文電報ニ連記シタル第二以下ノ受信人名又ハ逐書シタル追尾電報若ハ再送電報ノ第二以下ノ居所ニ付テハ一名宛毎ニ五錢ヲ附課ス

第四十三條 有線電信系上傳送ヲ要スル無線電報ニハ前條

第四十四條 固定局ヲ兼ヌル陸上局ニ於テ該固定局ヲ對手局ト爲ス固定局間傳送上ノ料金ニ付告示シタル特定料金ヲ課スル無線電報ヲ艦船又ハ航空機トノ間ニ送受スル場合ハ該陸上局ニ於ケル其ノ送受ニ關シ無線電報料ヲ課セズ

第四十五條 別ニ告示スル電信官署ト海軍託送發受所トノ間ニ送受スル海軍用無線電報ニ限リ其ノ送受ニ關シ無線電報料ヲ課セズ

第四十六條 無線電報ニ付無線電報料ヲ課セサル場合ニ於テ有線電信系上傳送ヲ要セサルモノニ付テハ其ノ無線局ニ於ケル取扱ヲ有線電信系上ノ取扱ト看做シ第四十三條ニ規定スル有線電報料ヲ課ス

第四十六條ノ二 内地ト南洋群島(ヤップ島ヲ除ク)トノ間ニ發著スル無線電報ニ付テハ内地ト南洋群島トノ間ノ固定局間傳送ハ之ヲ有線電信系上ノ取扱ト看做シ内地ト南洋ヤップ島トノ間ニ發著スル電報ノ料金ト同額ノ有線電報料ヲ課ス

内地ト南洋群島トノ間ノ固定局間傳送ヲ要スル艦船又ハ航空機發著無線電報ニ付テハ該固定局間傳送ハ之ヲ有線電信系上ノ取扱ト看做シ第四十三條規定ニ依ル有線電報料ヲ課ス

無線電報規則

線電報料ヲ課ス

第四十七條 託送發受所ヨリ發スル無線電報ノ料金ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ徵收ス

一 海軍託送發受所ヨリ發スルモノ

イ 海軍用無線電報ノ料金ハ別ニ定ムル所ニ依リ海軍省ヨリ之ヲ徵收ス

ロ 海軍官憲ノ承認ヲ經タル無線電報ノ料金ハ追徵ノ例ニ依リ郵便切手ヲ以テ受信人ヨリ之ヲ徵收ス但シ他ノ海軍託送發受所ニ著スルモノニ付テハ發信人ヨリ徵收ス

二 其ノ他ノ託送發受所ヨリ發スルモノ主務官廳ニ於テ料金額ヲ測定シテ託送發受所ノ施設者ニ通知シ該施設者ヨリ一般歲入徵收ノ例ニ依リ通貨ヲ以テ徵收ス但シ料金徵收上必要アルトキハ郵便切手ヲ以テ納付セシメ又ハ主務官廳ノ指定スル場所ニ於テ料金納付代理人ヲ定メ届出デシムルコトアルベシ

託送發受所ノ施設者ニ於テ前項ノ料金ヲ納付スヘキ日ハ主務官廳ヨリ該施設者又ハ料金納付代理人ニ測定料金額ノ通知ヲ發シタル日トス

第四十八條 託送發受所著無線電報ニ付受信人ヨリ追徵ヲ

金額ノ通知ヲ發シタル日トス

託送發受所著無線電報ニ付受信人ヨリ追徵ヲ

金額ノ通知ヲ發シタル日トス

託送發受所著無線電報ニ付受信人ヨリ追徵ヲ

金額ノ通知ヲ發シタル日トス

託送發受所著無線電報ニ付受信人ヨリ追徵ヲ

金額ノ通知ヲ發シタル日トス

託送發受所著無線電報ニ付受信人ヨリ追徵ヲ

金額ノ通知ヲ發シタル日トス

無線電報規則



要スル料金ハ前條ノ例ニ依リ託送發受所ノ施設者ヨリ之ヲ徵收ス但シ海軍託送發受所著海軍官憲ノ承認ヲ經タル無線電報ニ付受信人ヨリ追徵ヲ要スル料金ハ發信人ヨリ之ヲ追徵ス

**第四十九條** 第十條第二項及第三項ノ規定ニ依リ料金ニ不足ヲ生ジタルトキハ受信人ヨリ之ヲ追徵ス同文電報ナルトキハ之ヲ各通ニ平分ス

有線電信系ノ障礙又ハ通信輻輳ニ際シ無線局ニ於テ一般電報ヲ臨機傳送シタル場合ニ於テハ其ノ傳送ヲ有線電信系上ノ傳送ト看做シ無線電報料ハ之ヲ追徵セズ

**第五十條** 左ノ料金ハ之ヲ還付ス但シ他ノ料金ニ充當シタル金額ハ此ノ限ニ在ラズ

一 無線電信又ハ無線電話ニ依ル送受ヲ爲サザリシトキハ其ノ部分ノ無線電報料

二 有線電信系上傳送ヲ爲サザリシトキハ其ノ部分ノ有線電報料

第二十三條ノ規定ニ依リ所定ノ固定局間傳送ニ代フルニ他ノ固定局間又ハ有線電信系上ノ傳送ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ傳送ハ之ヲ所定ノ固定局間傳送ト看做シ無線電報料ハ之ヲ還付セズ

**第五十五條** 放送電報取扱ノ開始又ハ廢止カ月ノ中途ナルトキハ其ノ月分ノ放送電報料ハ日割ヲ以テ之ヲ計算ス

**第五十六條** 放送電報ノ實際字語數認可字語數ニ達セザル場合ニ於テモ之カ爲第五十三條ノ規定スル料金ハ之ヲ減額セズ

**第五十七條** 電信官署業務上ノ支障ニ依リ放送電報ヲ交付スルコトヲ得ザリシ場合ニ於テモ之カ爲第五十三條ノ料金ハ之ヲ減額又ハ還付セズ

**第五十八條** 放送電報料ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限リ日割ヲ以テ之ヲ減額ス

一 月ノ中途ニ於テ第四十一條ノ規定ニ依リ認可ヲ取消シ又ハ第二十九條ノ規定ニ依リ放送字語數ヲ減少セシメタル場合其ノ當日以後ノ日數ニ相當スル料金

二 設備ノ故障其ノ他業務上已ムヲ得ザル事由ニ依リ放送電報ノ放送ヲ爲サザルコト引續キ三日以上ニ及ビタル場合其ノ日數ニ相當スル料金

**第五十九條** 第三十九條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ取消シ又ハ第四十條ノ規定ニ依リ發信ヲ罷メタル場合ニ於テ認可後一年ニ滿タザルトキハ其ノ一年ニ滿ツル迄ノ期間ノ放送字語數ニ對スル料金ヲ一時ニ徵收ス

無線電報規則

**第五十一條** 移動局ニ納付シタル無線電報ニ關スル料金還付ノ請求ハ何レノ電信官署ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得

**第五十二條** 第十二條乃至第十三條ノ二ノ規定ニ依ル保管期間並第十四條ノ規定ニ依リ返信料前納證書ノ送付ニ要シタル日數ハ料金還付ノ請求期間ニ之ヲ算入セズ

**第五十三條** 放送電報ノ料金ハ左ノ區別ニ依ル金額及一名宛毎ニ月額一圓トス但シ第四十一條ノ二ノ規定ニ依ル放送電報ニ對シテハ名宛數ニ依ル料金ヲ課セズ

和	文	歐	文
一通放送字數	月 額	一通放送語數	月 額
百字以内	二十圓	二十五語以内	二十圓
二百五十字以内	四十圓	五十語以内	四十圓
五百字以内	八十圓	百語以内	八十圓
一千字以内	百四十圓	二百語以内	百四十圓
一千五百字以内	二百圓	三百語以内	二百圓
二千字以内	二百六十圓	四百語以内	二百六十圓

**第五十四條** 放送電報料ハ一月分毎ニ之ヲ計算シ發信電信官署ヨリ翌月十日迄ニ之ヲ發信人ニ通知ス

發信人前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ月二十五日迄ニ其ノ料金ヲ發信電信官署ニ通貨ヲ以テ納付スベシ

附 則

本令ハ大正十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

放送無線電報規則及大正六年三月遞信省令第七號ハ之ヲ廢止ス

本令施行前ニ差出シタル無線電報ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行前放送無線電報發信ノ認可ヲ受ケ現ニ其ノ效力ヲ有スルモノハ本令ニ依リ之ヲ發信ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

附 則 (昭和六年七月遞信省令第三五號)

本令ハ昭和六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ差出シタル無線電報ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則 (省令第九十一號)

本令ハ昭和十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ差出シタル無線電報ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル



### 私設無線電信無線電話規則拔萃

改正 昭和十三年五月  
遞信省令第四十一號

第六十二條ノ二 船舶ニ施設シタル私設無線電信ニ於テ醫師ノ乗組メル船舶ニ設置シタル電信官署ヲ探呼セムトスルトキハAニ又ハB電波五〇〇KCノ周波數ヲ以テ左ノ符號ヲ順次送信シテ之ヲ爲スベシ

- 一 醫療符號 ———— 三回
- 二 前置符號 ———— 一回
- 三 自己呼出符號 ———— 三回
- 四 可送符號 ———— 一回

第六十三條 前七條ノ規定ハ私設無線電話ニ依ル通信ニ準用ス但シ左ノ符號ハ各下記ノ語辭ニ代フベシ

- 一 遭難符號 「メーデー」 又ハ 「遭難」

### 無線電報取扱規程拔萃

改正 大正十四年九月  
公達第七百二十六號

第七條ノ四 醫療無線電報ハ電報規則第五條ニ掲クル種別ニ從ヒ先順位ヲ以テ之ヲ送達スベシ但シ至急ノ指定アルモノヲ有線電信系上送達スル場合ハ人命保全電報ニ準ジ之ヲ取扱フベシ

第十四條ノ二 醫療無線電報ヲ受付ケタルトキハ左ノ區別ニ依リ種類略號ヲ記載スベシ

醫療私報	イレウ
至急醫療私報	ウナヨ
醫療官報	リムヨ
至急醫療官報	イリヨ

第十四條ノ三 船舶局ニ於テ醫師ノ乗組メル船舶宛ノ醫療無線電信無線電話規則拔萃・私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則拔萃・無線電報取扱規程拔萃

- 二 緊急符號 「パ ン」 又ハ 「緊急」
- 三 安全符號 「セキユリテ」 又ハ 「警報」
- 四 醫療符號 「醫 療」
- 五 前置符號 「コチラハ」

### 私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則拔萃

改正 大正十四年十月  
遞信省令第五十三號

第四條ノ二 無線電報規則第四章ノ規定ニ依ル電報及醫療無線電報ニ對シテハ前條ニ規定スル取扱費ヲ支給セズ

無線電報ニシテ名宛記載ナキモノヲ受付ケタルトキハ第七條ノ二乃至第七條ノ四ニ依リ其ノ名宛分明後ニ於テ之ヲ記入スベシ

第四十五條 無線電信上ノ通信ニ用ユル特殊ノ略符號左ノ如シ

安全	TTT
醫療	MDC
實驗	EX

(以下省略)

第七條ノ二 醫師ノ乗組メル船舶ニ設置シタル無線電信官署ヲ探呼セムトスルトキハAニ又ハB電波五百「キロサイクル」ノ周波數ヲ以テ左ノ事項ヲ順次送信シテ之ヲ爲スベシ

- 一 醫療符號 ———— 三回
- 二 自局名前置符號 ———— 一回



三 自局呼出符號 三 回  
四 可 送 符 號 一 回

第七條ノ三 前條ノ規定ハ電波ノ型式及周波數ヲ除クノ外無線電話ニ依ル通信ニ之ヲ準用ス但シ醫療符號ハ「醫療」ナル語辭ヲ以テ之ニ代フベシ

第七條ノ四 醫師ノ乗組メル船舶ニ設置シタル無線電信官署ニ於テ醫療符號(無線電話ナルトキハ醫療ナル語辭)ヲ受信シタルトキハ直ニ之ニ應答スベシ

無線電報規則第十九條ノ二  
ニ依ル醫療無線電報及外國  
無線電報規則第十四條ノ二  
ニ依ル醫事通報ヲ發受スル  
病院及其ノ電報名宛ノ件

(昭和十三年五月)  
逓信省告示第四百三十二號  
改正 昭和十四年八月  
逓信省告示第二千五百號

無線電報規則第十九條ノ二及日滿無線電報規則第三條ニ依ル醫療無線電報及外國無線電報規則第十四條ノ二ニ依ル醫事通報ヲ發受スル病院及其ノ電報名宛左ノ如シ  
本告示ハ昭和十三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本海員救濟會橫濱病院 (橫濱市中區吉濱町一四)

ヨコハマ エキサイ NKEB Yokohama

名 稱

和 文 歐 文  
電 報 名 宛

同	大阪病院	(大阪市西區本町通一ノ六四)	オウサカ	エキサイ	Osaka
同	神戸病院	(神戸市神戶區中山手通六ノ九一)	コウベ	エキサイ	Kobe
同	門司病院	(門司市清瀧町一丁目七三〇ノ二)	モ	エキサイ	Moji
同	長崎病院	(長崎市樺島町三九)	ナガサキ	エキサイ	Nagasaki
咸鏡北道立羅南醫院	(羅南邑)		ラナ	ドウリツ	Doritu Ranan
京畿道立仁川醫院	(仁川府山手町)		ジンセン	ドウリツ	Zinsen
函館市立病院	(函館市富岡町)		ハコダテ	ベウイン	HOSP Hakodate
小樽市立病院	(小樽市量徳町)		オタル	ベウイン	Otaru
釧路市立病院	(釧路市幣舞町)		クシロ	ベウイン	Kushiro
樺太廳大泊醫院	(大泊郡大泊町)		オウトマリ	イイン	Otomari
基隆醫院	(基隆市壽町)		キイルン	イイン	Keelung
高雄醫院	(高雄市山下町)		タカオ	イイン	Takao
日本赤十字社大連病院	(大連市山吹町)		タイレン	セキジウジ	

無線電報規則第十九條ノ二ニ依ル醫事通報ヲ發受スル病院及其ノ電報名宛ノ件



### 外國無線電報規則拔萃

(昭和八年十二月)  
遞信省令第五十七號

改正 昭和十三年五月  
遞信省令第四十三號

第五條 帝國陸上局及帝國移動局ニ於テ課スル外國無線電報ノ陸上局料及移動局料ハ左ノ如シ

一 陸上局料 一語ニ付 二十四錢

但シ醫事通報ニ在リテハ 十二錢

二 移動局料 一語ニ付 十六錢

但シ醫事通報ニ在リテハ 八錢

第十四條ノ二 航行中ノ船舶内ニ於ケル傷病者ノ醫療手當

ニ關シ其ノ指示ヲ受ケル爲帝國船舶ノ船長ト外國ノ主管廳若ハ私企業ノ指定スル病院若ハ陸上局又ハ醫師ノ乘組メル外國船舶トノ間並ニ外國船舶ノ船長ト別ニ告示スル病院又ハ醫師ノ乘組メル帝國船舶トノ間ニ發著スル無線電報ハ之ヲ醫事通報ト爲スコトヲ得

第十四條ノ三 醫事通報ノ發行人ハ賴信紙ノ郵便切手欄ニ「醫療」ト記載スベシ

但シ醫事通報ニ在リテハ 十二錢

### 外國無線電報取扱規程 拔萃

(昭和八年十二月)  
遞信省公達第七百七十五號

改正 昭和十三年五月  
公達第六百八十三號

第十八條ノ二 航行中ノ船舶内ニ於ケル傷病者ノ醫療手當

ニ關シ其ノ指示ヲ受ケル爲帝國船舶ノ船長ト外國ノ主管廳若ハ私企業ノ指定スル病院若ハ陸上局又ハ醫師ノ乘組メル外國船舶トノ間並ニ外國船舶ノ船長ト別ニ告示スル病院又ハ醫師ノ乘組メル帝國船舶トノ間ニ發著スル無線電報ハ之ヲ醫事通報トシテ取扱フコトヲ得ルモノトス

第十八條ノ三 前條ノ電報ニ付テハ件名表又ハ料金明細表摘要欄「MDC」ト記載スベシ

第三十一條 帝國陸上局及移動局ニ於テ課スル陸上局料及移動局料ハ左ノ如シ

陸上局料 一語ニ付 二十四錢

### 朝鮮水夫適任證書交付 規則

(大正五年五月)  
朝鮮總督府令第四十三號

改正 昭和十一年二月  
朝鮮總督府令第三十八號

第一條 亞米利加合衆國諸港ニ出入セントスル朝鮮ニ船籍

港ヲ有スル日本船舶ノ船員ニシテ千九百十五年三月四日ノ亞米利加合衆國海員法ニ依ル水夫適任證書ヲ受有セントスル者ハ其ノ交付ヲ管海官廳ニ申請スルコトヲ得  
前項ノ規定ハ亞米利加合衆國諸港ニ出入セムトスル朝鮮ニ船籍港ヲ有スル日本船舶ノ船員ト爲ラムトスル者ニ之ヲ準用ス

第二條 水夫適任證書ハ左ニ掲クル資格ノ一ヲ有シ且體格検査ニ合格シタル者ニ之ヲ交付ス

一 總噸數百噸以上ノ沿海以上ノ航行區域ヲ航行スル船舶ニ乘組ミ三年以上甲板部員トシテ執務シ年齡滿十九年以上ナルコト

移動局料 一語ニ付 十六錢

但シ醫事通報ニ在リテハ 八錢

第五十五條ノ二 醫事通報トシテ交付ケル電報ニハ發行人

ニ於テ賴信紙ノ郵便切手欄ニ「醫療」ト記載スベキモノトス  
前項ノ電報ニハ種類トシテ「MDC」ナル略語ヲ記載スベシ

第五十五條ノ三 船舶局ニ於テ醫事通報ノ賴信アリタル場

合ハ特別業務ヲ行フ局ノ局名錄ニ掲載セララル所ニ從ヒ之ヲ交付傳送スベシ

第五十八條ノ二 醫事通報、帝國電信系上ニ於ケル傳送順

位ハ通常私報中先順位トス但シ至急ノ指定アル場合ハ人命保全電報ニ準ジ之ヲ傳送スベシ

第四百二十四條ノ二 船舶局又ハ海岸局ニ於テ特ニ急ヲ要

スル醫事通報ヲ傳送セントスルトキハ呼出ノ前ニ緊急信號ヲ送リテ之ヲ示スモノトス



二 沿海以上ノ航行區域ヲ航行スル船舶ニ乗組ミ一年以上甲板部員トシテ執務シ且船舶ノ運用ニ關スル試験ニ合格シタルコト

遊覽船、捕鯨船又ハ無甲板漁船ニ乗組ミタル期間ハ前項第一號ノ期間ニ算入セズ

第一項第二號ノ試験ハ羅針盤方位、船燈、霧中信號、航路信號、機關傳令、結索、端艇ノ卸方及操舵、航海用語並操舵ニ關スル要領ニ付之ヲ行フ

第三條 水夫適任證書ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ申請書ヲ管海官廳ニ差出スベシ

前項ノ場合ニ於テ申請者ハ船員手帖又ハ之ニ準ズベキ證明書ヲ管海官廳ノ檢閲ニ供シ本籍地、出生年月日及乗船履歷ヲ證明スベシ

第三條ノ二 第一條第二項ノ規定ニ依リ水夫適任證書ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ前條ノ規定ニ依ルノ外其ノ乗組マムトスル船舶ノ所有者、管理人又ハ借入人ノ發出シタル書面ニ依リ當該船舶ノ船員ト爲ラムトスル者ナル旨ヲ證明スベシ

第四條 水夫適任證書ハ第二號書式ニ依ル

第五條 水夫適任證書ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ事

由ヲ具シ該證書ヲ交付シタル管海官廳ニ之カ再交付ヲ申請スルコトヲ得

水夫適任證書ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ該證書ヲ交付シタル管海官廳ニ之ガ書換ヲ申請スベシ

水夫適任證書不用ト爲リタルトキハ遲滞ナク該證書ヲ交付シタル管海官廳ニ之ヲ返還スベシ

第六條 本令ニ依リ申請ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スベシ

一 第一條第一項第一號ノ資格ニ依リ水夫適任證書ノ交付ヲ申請スルトキ 一圓

二 第二條第一項第二號ノ資格ニ依リ水夫適任證書ノ交付ヲ申請スルトキ 二圓

三 水夫適任證書ノ再交付又ハ書換ヲ申請スルトキ 五十錢

手数料ハ其ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ納付書ニ貼附シテ之ヲ納付スベシ

第七條 本令ニ依ル事務ハ左ノ管海官廳ニ於テ之ヲ行フ  
朝鮮總督府遞信局仁川海軍出張所  
同釜山海事出張所及同清津海軍出張所

附 則

本令ハ大正五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式

(表)

水夫適任證書交付申請書

水夫適任證書下付相受度候ニ付テハ履歷書相添ヘ此段及申請候也

年 月 日

申請人 氏

名 印

通知ヲ受クヘキ場所

管海官廳宛



(裏)

履 歷 書

氏 名	本 籍 地	出 生 年 月 日	乘 船 年 月 日	下 船 年 月 日	在 船 期 間
船 員 手 帳 番 號					
船 種 船 名					
總噸數又 積石數					
航 行 區 域					
職 名					
期 間 合 計			年 月 日	年 月 日	年 月 日

備考 氏名ニハ片假名ヲ以テ傍線ヲ附スベシ

第二號書式 甲

(第二條第一項第一號ノ資)  
格ニ依リ交付スルモノ

第 號

水夫適任證書

本籍地

氏

名

出生年月日

右者水夫適任證書交付規則ニ依リ成規ノ履歷  
ヲ有シ且視力、聽力、其ノ他ノ體格検査ニ合  
格ス仍テ航洋船ノ水夫ニ適スル者ト認メ此證  
書ヲ付與ス

年 月 日

管海官廳名印

備考 裏面ニ英譯ヲ附記ス第二號書式乙ニ付テモ亦同シ

關東州ニ船籍ヲ定ムル日本船舶ノ船員ニ對シ水夫適任證書ノ交付ニ關スル件

第二號書式 乙

(第二條第一項第二號ノ資)  
格ニ依リ交付スルモノ

第 號

水夫適任證書

本籍地

氏

名

出生年月日

右者水夫適任證書交付規則ニ依リ成規ノ履歷  
ヲ有シ且視力聽力其ノ他ノ體格検査及船舶ノ  
運用ニ關スル試験ニ合格ス仍テ航洋船ノ水夫  
ニ適スル者ト認メ此ノ證書ヲ付與ス

年 月 日

管海官廳名印



關東州ニ船籍ヲ定ムル日  
本船舶ノ船員ニ對シ水夫  
適任證書ノ交付ニ關スル  
件

(大正五年三月)  
關東都督府令第五號

關東州ニ船籍ヲ定ムル日本船舶ノ船員ニ對シ千九百十五年  
三月四日ノ阿米利加合衆國海員法ニ依ル水夫適任證書ノ交  
付ニ關シテハ大正五年二月遞信省令第十二號水夫適任證書  
交付規則ニ依ル但シ同規則中管海官廳ノ事務ハ(關東都督  
府)海務局之ヲ行フ

海事法令集(第二卷)終

昭和十六年一月二十七日印刷  
昭和十六年一月三十日發行

海事法令集 奧付

定價一部(全三卷)金貳拾圓

東京市麴町區大手町

編纂者 遞信省管船局

大阪市此花區上福島北一丁目四番地

發行者 畝川 鎮 夫

大阪市西區江戶堀下通二丁目五番地

印刷所 三正堂印刷所

大阪市此花區上福島北一丁目四番地

發行所 海事彙報社

電話福島(45) 二四二四番  
三四二五番  
振替口座大阪三四九九九番

不許  
複製



4410-58







